

出席議員(18名)

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	平 間 清 志 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	鈴 木 俊 昭 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	藤 原 政 志 君
財 政 課 長	森 浩 君
税 務 課 長	安 彦 秀 昭 君
町 民 環 境 課 長	遠 藤 稔 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	八 矢 英 二 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	沖館 淳一 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	一条 敏貴 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	水上 祐治 君
生涯学習課長	池田 清勝 君
スポーツ振興課長	齋藤 良美 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	奥村 朝子
主 幹	太田 健博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第2号)

令和2年6月9日(火曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
 - (1) 白内 恵美子 議員
 - (2) 秋本 好則 議員
- 第 3 議案第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例
- 第 4 議案第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例
- 第 5 議案第 5号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に

関する条例の一部を改正する条例

- 第 7 議案第 7 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
 - 第 8 議案第 8 号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例
 - 第 9 議案第 9 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第 10 議案第 10 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 11 議案第 11 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 第 12 議案第 12 号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 13 議案第 13 号 令和 2 年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約について
 - 第 14 議案第 14 号 令和 2 年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について
 - 第 15 議案第 15 号 令和 2 年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について
 - 第 16 議案第 16 号 令和 2 年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について
 - 第 17 議案第 17 号 財産の取得（排水ポンプ車）について
 - 第 18 議案第 18 号 令和 2 年度柴田町一般会計補正予算
 - 第 19 議案第 19 号 令和 2 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、16番白内恵美子さん、自席において質問してください。

○16番（白内恵美子君） おはようございます。16番白内恵美子です。2点質問いたします。

1点目、**水害対策に全力を。**

令和元年10月に気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会が、気候変動を踏まえた治水計画のあり方、提言を取りまとめました。この中で、顕在化する気候変動の影響として、降雨については豪雨の発生件数が30年ほどで約1.4倍に増加しており、今後は21世紀末で件数が約2倍以上に増加、短時間豪雨の発生回数と降雨量、降水量が共に増加、流入水蒸気量の増加により総降水量が増加すると予測しています。また、台風は日本周辺の猛烈な台風の出現頻度が増加、通過経路が北上するとの予測です。

国土交通省は提言を受け、気候変動による降雨量の増加を反映した治水対策への転換に全力

を挙げて取り組むとし、治水計画や河川整備メニューの見直しに着手しています。今後、柴田町においても、国土交通省の河川整備メニューを活用するとともに、水文学の観点から水循環を考えた減災対策に取り組むべきではないでしょうか。

1) 国土交通省が提唱している危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの町内への設置はいつになるのか。

2) 住民主体の避難行動のための情報提供の充実には、河川のリアルタイム画像を表示し、いつでもどこでも河川状況を閲覧できることが必要である。そのためにも危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを早急に設置すべきでは。

3) 令和元年の台風19号では大変な被害があったが、水の流れの検証ができていない。短時間の豪雨により、どのように内水が急上昇したのか、白石川の逆流はなかったのかを検証したくとも、現場の状況写真や記録がない。今後の豪雨に備え、状況を把握し、避難を促すためにも、浸水のあった地域の水門や排水路に簡易型河川監視カメラの設置が必要なのでは。

4) 今年も既に台風が発生している。大型台風に備え、水路の排水能力と貯水能力を高めるために、早い段階でしゅんせつを実施すべきでは。古河水門付近のみやぎ生協の柴田センター東側の水路は、大量の土砂が堆積し、そこに草が生い茂り、水路が全く見えない状態である。内水をスムーズに排水するために、早急に草刈り、しゅんせつを実施すべきでは。

5) 大規模氾濫時に迅速に対応できるよう、樋門、水門をフラップゲート化すべきでは。

6) 5月に町内の環境団体が、古河水門付近の河川敷や堤防ののり面の草刈りを行った。ふだんから水門付近を整備すべきでは。

樹木を伐採したことで、水門から白石川への水路が見やすくなり、土砂が堆積し、水路が狭くなっているのがよく分かる。崩落を防ぐため、早急ののり面工事を行うべきでは。

水門付近の河川敷は白石川へ大きくせり出し、川幅を狭めている。せり出している部分を掘削し、水がスムーズに流れるようにすべきでは。

7) 白石川は河道掘削だけでなく、河道拡幅も必要だと考える。蛇行して狭まっている箇所や阿武隈川との合流地点の拡幅を検討すべきでは。

8) 令和2年1月発行の柴田町防災マップのハザードマップを見ても、住民が自宅の浸水想定状況を把握するのは難しい。国土交通省の地点別浸水シミュレーション検索システムでは、決壊した場合の浸水の深さの変化を示している。自宅に到達する時間の目安があれば迅速な避難につながることから、この検索システムを町民へ周知すべきでは。

2点目、今後の子どもの貧困対策のためにアンケートの実施を。

新型コロナウイルス対策により、休業や勤務時間短縮、失職に追い込まれた方が、町内でもかなりいらっしゃると思います。子育て世代だけでも調査すべきではないでしょうか。独り親世帯に限らず、雇用形態や職種により、多くの方が収入減となっている可能性があります。今後の子どもの貧困対策を考える上で、現状把握が必要だと考えます。保育所や幼稚園、小中学生の保護者を対象に、世帯収入への影響や現在抱えている問題点、期待する支援等についてアンケートを実施することを提案します。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱2点ございました。

水害対策でございます。

マスクをすると眼鏡が曇りますので、取って対応させていただきます。

1点目、初めに、国においては、洪水のリスクが高まった……

○議長（高橋たい子君） 恐れ入ります。町長、マスクをしてください。

○町長（滝口 茂君） 見えなくなるの、文字が。その都度、じゃあ眼鏡を拭きますからね。

初めに、国においては、洪水のリスクが高まった河川の現状を直接把握するために、危機管理型水位計や簡易型の河川監視カメラの設置を提唱していることは承知しております。しかし、設置した自治体によりますと、静止画像のため、水位が判別しにくい、夜になるとほとんど見えない、非常時には接続数が一気に増え閲覧できなくなる等の問題点も確認されております。

さらに、こうした水位計やカメラの設置は、水位の上昇に対応した地区ごとの避難体制の構築と一体となって進める必要があると指摘されております。

そこで、まず1点目ですが、国土交通省仙台河川国道事務所に確認をしたところ、阿武隈川の危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについては、現在設置してある監視カメラにより状況が確認できるため、現在のところ柴田町へ設置する予定はないという回答でございました。

また、宮城県は危機管理型水位計と簡易型監視カメラの設置を本年度計画しておりますが、昨年の台風19号で氾濫した丸森町などの河川を優先するため、白石川への増設は予定していないとの回答でございました。

現在の河川監視カメラは、5分ごとに静止画像を撮影、保存する仕様となっており、静止画像が公開されておりますが、これを動画に対応する場合には、カメラから県庁サーバーへの回線やサーバーの容量の問題で、全面的な再構築が必要となり、少なくとも数億円の費用がかかるということでした。

2点目と3点目は関連しますので、併せてお答えいたします。

住民主体の避難行動のための危機管理型水位計や簡易型監視カメラの設置についてですが、残念ながら柴田町においては自分の命は自分で守るといった水防災意識や自主防災組織体制がまだ十分とは言えません。町としては、今すぐにでも優先して取り組まなければならないことは、住民の自主的な避難行動を促すための災害時における情報伝達手段の多重化でございます。まずは、今年の予算で直すようにしておりますが、防災行政無線のデジタル化であります。これに伴いまして、情報弱者に対する防災ラジオの提供や声がけネットワークの構築が必要だと考えております。

次に、災害時に自分が取るべき避難行動について時系列的に整理しておくマイ・タイムラインの作成指導や、今年発足しました自主防災組織連絡会の機能強化にまずは全力を挙げてまいります。

今後、危機管理型水位計や簡易型監視カメラの設置については、選定すべき機種の性能や価格、システムの技術革新の動向や維持管理コスト、さらに地区ごとの避難体制の熟度を勘案しながら調査研究に努めてまいります。

4点目、槻木旧用水路については、枝刈りや枝払いなど、柴田町土地改良区に管理を委託しており、ご質問の国道4号バイパスから下流の水路の草刈りとしゅんせつについては土地改良区と協議し、今年度中の実施を予定しております。

5点目、大規模氾濫時に迅速に対応できるよう樋門をフラップゲート化すべきではについてですが、ご提案のフラップゲート化についてですが、水門については設置目的に応じた形式を選定することが重要となります。通常、フラップゲートは取水堰や河口堰、防潮に設置されていることが一般的です。メリットとしては、一つに動力を使わず水位変動に合わせて開閉できること、二つに人的操作が必要ないので操作上安全なこと、三つに構造が複雑でないこと。一方、デメリットとしては、流木やごみ等の障害物が挟まることで水門開閉の確実性や水密性が保たれないこと、二つに内水が低い場合に滞留が起こり悪臭が発生する機会が多いこと、三つに内側の水位が高い場合、水門そのものが排水を阻害してしまうこと、四つに人的操作が必要ないため操作したいときに操作できないことが挙げられます。

なお、現在の古河水門の形式は、鋼製の引上げ式となっております。このことは、宮城県の許可を得て、国が定める河川管理施設等構造令に準じた水門となっており、現在の引上げ式をフラップゲート化することは極めて困難だと考えております。

6点目、7点目は一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

白内議員ご承知のように、白石川における管理区分は阿武隈川の合流地点から上流1キロメートル、稲荷山堰付近までが国の管理でございます。その上流部を宮城県が管理しています。ご質問の古河水門のせり出し部の掘削やのり面のほうについては、既に管理者である宮城県大河原土木事務所長に要望をしており、土木事務所では現地確認を終え、今月中の発注を予定していると回答を得ております。

また、合流地点の拡幅についてですが、管理者である国土交通省仙台河川国道事務所からは、昨年度から行っている河道掘削を順次進めていきたいとの回答を得ております。

8点目、地点別浸水シミュレーション検索システムでございます。町のハザードマップは1,000年に一度の確率で発生する最大規模の降雨を想定し、白石川や阿武隈川が氾濫した場合の浸水の深さなどを示しております。

ご提案の地点別浸水シミュレーション検索システムでは、国で管理している河川、ここでいうと阿武隈川ですが、河川について氾濫した時点から自宅等への浸水の時間や浸水の深さが分かりやすくカラーで表示され、ご家庭でのマイ・タイムラインの作成や避難ルートの検討など、避難訓練や実際の避難行動に際し、非常に有効だと思われまますので、町のホームページにリンクを貼るとともに、出前講座などで周知させていただきます。

大綱2点目でございます。アンケート調査でございます。

家計の急変やパート等の収入減によって生活が困窮しているひとり親家庭や困窮世帯に対しては、町独自の支援施策として、ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金を支給することを補正予算で提案しております。また、国においても新型コロナウイルス感染の影響による休業や失業等による生活資金で悩んでいる方のために、緊急小口資金、総合支援資金が特例貸付けとして制度化されております。

さらに今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る第2次補正予算に、ひとり親世帯臨時特別給付金が盛り込まれ、一時金として第1子に5万円、第2子以降は3万円等が支給されることとなります。

既にこうした施策が用意されていることから、今回提案された新型コロナウイルス感染症策を講ずるための子育て世帯へのアンケート調査より、まずは国が進めている国民生活を維持するための特別定額給付金、1人10万円でございますが、特別定額給付金や、子育て世帯の生活を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金1万円の支給に全力を挙げてまいります。

なお、子どもの貧困対策のためのアンケート調査については、既に平成29年6月に柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～を策定する際に、国の補助金を活用して

実施しております。この計画は令和4年度までとなっておりますので、計画の見直し時期になりましたら、実態を把握するためのアンケート調査を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 簡易型河川監視カメラについてです。

国土交通省水管理・国土保全局関係予算の住民主体の避難行動のための情報提供の充実には、洪水時の河川情報の充実を図ること、住民自らの避難行動につながる切迫した河川状況の提供を推進するとあります。また、スマートフォンにより、いつでもどこでも身近な河川状況を閲覧可能となっています。

先ほどの答弁では、何か何年か前の話を聞いているように感じたのですが、実際に今国土交通省が進めているのは、平成31年で調査が終わったものですから、本当に新しい事業ですよね。これが先ほどの答弁どおりだったとすれば、何なんでしょうね。全国3,600か所に令和元年度末までに配備予定となっているんですけども、宮城県や柴田町はここから大きく後れを取っていると感じるんですが、町としてはこの情報はどの辺りから入手して、今後どうしようというふうに考えていたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 名取川・阿武隈川減災対策協議会というものがございます。そちらのほうでは、昨年度そういった情報提供を受けてまいりました。また、阿武隈川流域、こちら宮城県内ですが、その中での水位計及びカメラ設置状況なのですが、水位計が6か所、簡易水位計が11か所、カメラ22か所という現在の数でございます。したがって、今回のその事業につきましては、柴田町に限っては設置予定はないという回答を国土交通省から得ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田町から要望したということは、今まではないわけですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） いえ。昨年度、国土交通省仙台河川国道事務所のほうには要望してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 何基ぐらい要望しているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 具体的な数の調整までいっておりませんので、柴田町内に簡易型のカメラをつけてくれないかという話はしてございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） カメラと水位計なんですけど、やはり洪水時にはとても大きな働きをすると思うんです。台風19号だけでなく、今年4月18日の大雨時に、町では白石川からの逆流はないとして古河水門は開けたままでしたが、地元の方の話を聞くと、逆流していたというふうにおっしゃるんですね。写真を撮ったけれども、夜で、どうしてもその写真では逆流しているかどうかは分からなかったと話しています。

町としては、内水のほうが水位が高かったと、例えば台風19号でも説明はしているのですが、その根拠となるデータを示せていないと思うんです。白石川と内水の水位の高低差はどのようにして判断しているのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 白石川については、当然、船岡大橋、柴田大橋のところにカメラが設置してございますので、そこから県で示しています河床高、河床勾配というのがあるんですけど、何メートル行ってどのくらい下がりますよという数字を見ると、ちょうど古河水門辺りは船岡大橋から1メートルほど低い位置にあるということでございますので、船岡大橋の水位から1メートルを差し引いた数字が古河水門付近の水位高だということで確認をしております。

また、内水については、水門の内側に水位計も設置してございますので、当然波とかが立つと分かりにくいことはありますが、いずれにしても目視により内水については確認しているということです。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それをどのように比較するんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 目視しかございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田大橋からの状況というのは、スマホか何かで確認しつつ、それから内水の物差しのようなあれを見て確認、その差を見るということなんですか。実際にどのような形で行っているのかを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 船岡大橋のところは当然データとして出ているので、公表もされていますし、分かると思いますが、先ほども言いましたように、現場に赴いた職員が常に4人いまして、そこで白石川の状況と内側を監視している、目視により監視しているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） もう一度伺うのですが、距離がありますよね。実際にカメラが設置してあるところと、それから水門との距離があるわけですから、そうするとどのような形で比較するんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 先ほど言いましたように、船岡大橋についてはデータで処理されていまして、1メートル下がったところの水位がまさに古河水門付近の水位だと先ほど言いましたけれども、あくまでも比較の対象は、土手から見ての両側の状況を目視によりしか比較できないということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、実際に川を見て、それで目視により確認しているのが現状ということでよろしいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） そのとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 台風19号並みの降雨量があれば、人が土手に近づくのも危険になると思うんです。そうすると、例えば19号のような場合でも撤退せざるを得ない、その後のことは何時間かは分からないというふうになりますよね。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） あのときは、阿武隈川の水位が急激に上がって危険水位を超えたので、排水機場の職員までが撤退の命令ということでございましたので、町といたしましては、当然そういった命令が下った以上、古河水門付近についても職員は撤退させたということでの撤収を余儀なくされたということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 簡易型河川監視カメラや水位計があれば、直接職員が行かなくても、それはもう役場で把握できますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 例えば、水位は確かに5分遅れて来るんですね。5分遅れて来るといふことで、簡易型のカメラについては公表されています。

ただ、水門操作については、当然町から役場にいながら遠隔操作でできるわけではなくて、当然現場に行かないとスイッチを押せないということがございますので、当然人的な操作については現地に赴いての操作ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、カメラとフラップゲート化というのはとても関連があつて、カメラをきちんと、水位計も設置して、その上でフラップゲート化すれば、実際には行かなくて済む、役場で操作してもいいし、それともう本当にフラップゲート、無動力化してしまえば、人は省略できると。国土交通省が今提唱しているのはそこなんですよね。操作員もなかなか見つからなくなっている状態で、安全に早く操作する、そしてそこで人を省くという、省人化と言っていますけれども、それが国土交通省の全ての河川整備メニューの中に入ってきているんですけれども、それを町としては考えないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、フラップゲートですが、先ほど町長答弁でも言ったとおり、国のいわゆる基準がございまして、河川管理施設等構造令というのがあつて、水門、いわゆる出口部分の大きさによって、フラップゲートを設置できるかできないかということもございまして。それで、実際は水門の大きさが2平米まで、いわゆる2メートル掛ける1メートル角だったらフラップゲートも設置可能だという指針が出ているのですが、古河水門の場合は両側に扉があつて、議員ご承知のとおり、横幅が2.8メートル、高さが2.5メートルなので、1つの大きさが7平米になるんですね。当然フラップゲート化することは、基準上は困難だということでございます。

さらに、遠隔操作できれば、議員おっしゃるとおり人が行かなくても開閉はできます。ただ、今現在、片側のチェーンブロック式になっているので、そこは直したいという気持ちもございまして。ただ、今は河川敷の中に入って水門の上で開閉の操作をするんですけれども、それを手前側の土手でもって、河川敷に進入しないで開閉ができるようにしたいと考えているところで

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 例えばどうしても遠隔操作ができないのであれば、それはとても安心

なことなので、それはいいのかなと今聞いていて思いました。

カメラのほうに戻ると、先ほどの答弁ではかなりお金がかかるというふうにあったんですけども、実際には簡易型とつくところが違うと思うんですよね。本当に安く、機器自体は30万円と言われてますし、水位計も100万円を切っていると国土交通省が発表していますので、それ以上の金額で入れるということはもうないと思うんです。ですから、それほど高額ではなく設置できる。それであれば、今後、浸水のおそれ、冠水のおそれのある地域にはきちんと設置して、住民にも説明ができるようにすべきだと思うんです。

特に今回の場合、台風19号や4月18日のあの豪雨でも、内水がどうなったのかというのが結局分からない。目視して何メートル来てるからというふうには見るかもしれないけれども、その克明な記録とかは、とてもじゃないけれども取れませんよね。であれば、水位計を設置していれば、それはもう一目瞭然だし、監視カメラがあれば逆流なのか逆流でないのか、それはもうはっきり分かると思うんです。

先ほどの答弁で、夜だとあまりよく映らないとか、だからそれは少し前の話だと思うんですよね。今出されている機種は夜でもかなりはっきりと映るといふふうに宣伝していますので大丈夫だと思うんですけども、調べていないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 月明かり程度では大丈夫ですよということで、多分議員もそれらを見ていると思うんですが、あります。ただ、周りがどういう状況かということが大きな問題だと思います。例えば、船岡大橋のところを見れば、割と全体が明るいので川が見られるんですね。これはいつでしたか、一般質問で斎藤議員、加藤議員あたりからもご質問があったんですが、いわゆる槻木かいわい、須川前に設置してあるカメラだと、実はまるで見えない。日中は見えます。夜になると雨が降っている状況、全く見えない状況が続いています。それは国土交通省には当然申入れして見やすいように工夫してくれないかということは言っているんですが、なかなかその辺は改善されていないのが現状です。

ただ、先ほどの簡易型のカメラですけども、静止画像で、確かにどこがどういうふうになっているのかというのは、多分見ても止まっている状況でしたらなかなか判別はつかないんじゃないかと思います。正直動画でもってリアルタイムに送られている画像だったら見られるかもしれませんが、例えば風なんか吹いたら、どっちがどっちに流れているかという判断は、なかなか波風が立っていればつきにくいものです。さらに障害物があれば、当たった波でもって戻ってきたりということもあるので、どっちがどうなんだという判断がなかなか実

際はつきにくいということだと思います。

○議長（高橋たい子君） 補足ということで、町長。

○町長（滝口 茂君） 最終的に、今回初めて避難指示を出させていただきましたけれども、もちろんリアルタイムで画像が送られて見ましたけれども、リアルタイムでないと判断はできません、正直言って私自身も。阿武隈川の水位のリアルタイム、河川国道事務所、それから大河原土木事務所が設置しているリアルタイムでの情報です。それが静止画像で5分ごとに送られてきて、恐らく町民は判断できないと思います。

それで、私の場合は気象庁からの随時情報、それから河川国道事務所長からの情報、土木事務所からの情報、それから現場からの情報、そしてリアルタイムで河川を見て、初めて避難勧告、避難指示を出すべきか判断しました。町民が5分ごとの画像をスマホから見て、私は判断できないと思っております。

ですから、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトでも、市町村は10年計画で設置しなさいと、ここに載っているのはそういうことだと思います。技術革新が進んでおりましたので、最終的には4Kのリアルタイムでやらないとできない、技術革新はそういう方向に今行こうとしている。土木事務所長に照会しましたところ、そういうリアルタイムで今の画像を町民の方に見てもらおうと、数億円投入しないとできないということなので、県で数億円ですので、町で何か所つけるか分かりませんが、到底不可能ということでございます。

それよりも私は、別な対策として、町民に多重化で情報提供できる防災ラジオという提案がございました。その防災ラジオを増やして、そちらのほうで対応していったほうがいいんじゃないか。それから、マイ・タイムラインで逃げる。そちらのほうを充実しながら、併せて監視カメラ、危機管理型水位計を設置していく、両方並行でやっていかないと効果がないんじゃないかなというふうに思っております。

よく白石川から氾濫したと、逆流したと。これは誰も分からないんですが、大河原土木事務所長に聞きましたけれども、古河水門に今のところ河川側からのカメラを設置するつもりはありませんとはっきり言われました。ですから、白石川に設置するのは河川管理者、内水、両方ないと比較はできないということも申し添えさせていただきたいと思います。

それから、今回の雨の降り方なんですが、今回はちゃんと県のほうで分析結果が出ておまして、実は陸側から丸森町の河川洪水が始まったという分析結果が、新聞報道ですけれども示されているということでございます。川があふれてきたのではなくて、これまでとは違って内水が相当降ったがために河川洪水が起きたと、そういう調査結果が新聞報道されておまして、

県のほうでも確認したということがございます。柴田町では分析はできておりませんが、今回決壊した丸森町の雉子尾川とか内川、あの辺の分析結果はきちんと出ておりまして、内水、要するに河川よりも周りに降った水のほうが多くて、そして堤防を決壊させたという分析結果が出ていたということも付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今のように内水のほうが多かったということであれば、特に町レベルになりますよね、カメラの設置や水位計にしても。川そのものではないとなれば、やはり台風19号で大きな被害が出た地域の排水路等にも監視カメラをつけて、どのように水が流れたのかというのをきちんと今後把握する必要があると思うんです。台風19号で終わりではないんですね。本当にこれからは猛烈な台風が日本は北上すると言われていて、柴田町も本当にもしかしたら毎年襲撃を受けるかもしれない。

そういう状況にあるわけですから、今後には備えて、例えば旧槻木用水路、あそこのところは1日半ぐらい土砂が、倒木があったり、崩れたりしたのを気づかないでいましたよね。もしすぐに分かっていれば、もう少し何か対策を打てたかもしれないと思うんですけれども、それは考えたことはありますか。もしもすぐに分かっていれば何かできたとか、そういうことはないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 槻木旧用水路についてなんですけど、旧用水路に関しては岩ノ入水門のところでもう水門を閉めておりまして、当然旧用水に流れ込む用水についても、取水口を閉じておりまして、全て流れ込んだ水は内水、宅地とか道路から排出された水という形でございます。ということで、土砂崩れが一部の場所で発生して、旧用水路の河川の障害物となったということも当然あったんですが、それを超える水がもう既に田んぼのほうに流れ込んでいたというのが、実際の時系列から言うとそういう形だと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） やっぱり水文学の観点からも、これからは水の循環についてしっかりと検証していく必要があると思うんです。台風が来て、大雨がとにかく降ったのであふれたではもう済まされない。何をどうすればいいのかを考えるには、やはり水がどのように町内で流れていくのかをしっかりと考える必要があると思うんです。それで何億円もかかるというふうに答弁はありましたけれども、国土交通省のを見れば、本当に機器自体は30万円で、ただしそれを実際にパソコン上で見られるようにするのにどのくらいかかるかという細かいところまでは

出ていないんですが、全国に3,600か所も令和元年度で設置しているはずなんですよね。そこに何億円も投入しているとは考えられないので、できる範囲のところからやるべきではないですか。だから、もう少し簡易型監視カメラや水位計の情報を集めて、それで町として何ができるか今後考えていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町としては、限られた人員でありますし、やるべきことというのはやっぱり、町で判断した、災害対策本部で判断した、その判断した内容を適切に一人一人に伝えること。そして、伝えた情報を基に、地域みんなが協力して安全な場所に移動すること。そちらのほうに重点を当面は置かせていただきたいというふうに思っております。

実は、ちょっと話がずれるかもしれませんが、最初に技術革新で導入した野外拡声器17か所、あのときにはすばらしい情報伝達ということだったんですが、結局17か所、残念ながら、たまにはコミュニティ情報を流したことがありますけれども、危機のときには役立ちませんでした。こういう技術革新をちゃんと読み込まないと、簡易型水位計を入れて、それも1台だったらいんですが、1台では到底住民に示すことも不可能でございますので、やっぱり技術革新を待つということも大変大事ではないかなと。やっぱりリアルタイムで見られない限り、最終的に逃げる逃げないの判断は、町民はできない。5分ごとに静止画像で、皆さん今度見てください、自分がどう判断できるか。恐らくできないと思います。ですから、私としては、町民とともに、そういう技術的なものを導入しながらも、まずはマイ・タイムライン、自分がこういうときにどうするか、そちらのほうに精力を注がせていただきたい。地域のほうと一緒に、自主防災組織、自主防災組織連絡協議会、それから防災士、防災指導員、そういう方々と地域をどうやっていざというときに守り、逃げるべきかということ、そちらのほうを当面は優先させていただきたいというふうに思います。

こちらの技術革新についても、アンテナを高くして、簡易でリアルタイムで見られて、コストが安くて、システムも導入費も安い、それは調査研究をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問はありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） みやぎ生協柴田センター東側の水路なんですけど、答弁では今年度中の実施を予定しているということだったんですが、昨年19号台風の後、一度もしゅんせつしていないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 現場に関しては、土地改良区さんと何回か現場の確認をしております。

す。どのような形でしゅんせつするかということなのですが、当初は機械がなかなか入りにくいという話とかがありまして、そういった方法論という形で進んでいたんですが、その後、やはり今現在土砂がたまっているというよりも、水が実際流れる場所がくねっていると言えはいんでしょうか、そのような状況なので、適正な水の流れが確保できないんじゃないかという話があって、今現在の考え方としては、その河道部分を真っすぐに、幅としては今、国道4号線のバイパスの下のボックスカルバートの幅が2.5メートルとか、そういった部分の計測もしておりますので、その幅プラスアルファぐらいで河道をきちんと真っすぐにしたいなという形で、土地改良区さんと話合いをして、見積りも今実際取っているような状態でございます。

なお、草刈りに関しては、年に2回草刈りをするようになってはいるんですが、今現在6月と9月ということで、今日もちょっと確認してきたんですが、まだちょっと手配はかけているという話を聞いているんですが、今日現在はまだあのような状態なので、早急に草刈りを進めるようにお話をしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 台風19号であれだけの被害があった町で水路の管理ができていないというのはどういうことなんでしょうか。本当にあそこの場所は前から土砂が堆積していて、さすがに台風19号の後やしゅんせつしたものと思っていれば、とんでもない、ますます堆積しているように見えるんですけれども、あれだけ草が伸びていて6月、9月の2回だけ、それから水路が確保できていない状態というのは、放置しているとは思えないんですけれども、なぜこういう状態になるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） まずは、確かに平成28年の台風の時も現地のほうを確認して、土地改良区さんのほうにしゅんせつの協議をしていたわけなんですけど、その後なかなかそういった協議が進まなかったことは事実でございます。ただ、現場のほうの確認をしますと、先ほど申し上げましたとおり通常の揚水機のかんがい機能としては、槻木旧用水が流れてきて、柴田高校前に岩ノ入水門というところがございまして、そこをゴルフ場のほうに水門を開けると、通常はそこから水が用水として槻木のほうに行くと。

それで、大雨時の管理についてなんですけど、先ほど言いましたとおり、取水はしていませんので流れ込むのは内水だけだという考え方なんですけれども、その際は水門を閉めて、今度は河道のほうに流れる水門を開けるんですが、その水門の高さが90センチメートルしかないんですね。何を言いたいかというと、内水はその高さ以上に来てしまうので、極端な話、ゲート自

身は開けていても閉めていてもというわけではないんですけれども、そういう状態でございます。

その後、平成28年に河道の状況を確認しておりますが、今回改めてまた土地改良区さんと現場に立ち会った際は、現場の状況というのは大きくは変わっておりませんでした。あと、両側に擁壁がちょっとございまして、その宅地の擁壁の根入れの関係がありまして、やはり河道をあまり急激に現状よりも下げることはできないので、先ほど申し上げましたとおり、今曲がりくねっているような河道を、きちんと今度は真っすぐにしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 答弁がちょっとずれていたかなと思うんですが、白内議員、大丈夫ですか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 河道を当然造ったときと同じように、真っすぐに排水しやすく雨水が流れ込んだものは、特に今は内水が高くなっているということであれば、早く白石川に流してやりたいわけですから、あれだけの土砂と、それから今だと本当に草が生い茂り、大木もありますよね、すぐ近くには。ですから、そういう状況にしておいて、水門のすぐそばがそういう状況になっているということが、私は何か信じられないというか、本当に水害減災に努めるのであれば、やれることからやるしかないんじゃないですか。

だから早く、お任せではなくて、土地改良区と協議してとかというよりは、本当にせかして、1年近くしゅんせつしていないわけですから、しっかりと急がないと、また梅雨の季節がもう来ていますから、これから台風も来るだろうという予測があります。やはり本当にやれることからやらないといけないと思うんですね。そうすると、あそこは本当に町のやる気があるかなんかが分かる一番の場所かなと思って見っていますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 改めて現地のほうを再度確認させていただきながら、早急な対応を土地改良区さんしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 早急に行ってください。

それから、古河水門の白石川水門から白石川に注ぐ水路のほうのことなんですけれども、先ほどの答弁では発注を予定しているということでしたよね。せり出し部分の掘削、のり面の保護については現地確認を終えて今月中の発注を予定しているということなんですけど、どのような内容で工事をするんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 県管理の部分でございますので内容的には聞いておりませんが、のり面についてはしっかりやらさせていただきますという回答でございました。ただ、掘削についても、職員がどうも業者さんを使って県では測ったようでございます。それで、河道部分を掘削することによっての影響というところも、実は崩れていないところが今度、水の流れ具合によって洗堀されたりとかということもあるので、その辺は慎重に判断しながらということでお伝えいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） のり面だけでもとにかくすぐにやるということによろしいわけですね。やはりあそこは大木を切ったおかげでというか、切ったのでよく見えるようになりましたよね。前は、あの大木にごみも引っかかって、とてもここが白石川に注ぐ場所なのかというふうに本当に愕然としたんですけれども、やっと見やすくなって、それでのり面の部分が崩れているんだということが私もはっきりと分かって、それで疑問に思ったわけです。大事な部分、のり面が崩れたままになっていていいのかという思いがあったので、県のほうがやるということで。

それは、要はあの水門を造ったときの幅の確保さえすればいいわけですよ。今、私は本当に素人で分からないんですが、かなり注ぎ口が狭くなっているように見えるんですけれども、そこももともと最初の幅に戻せばいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことはできるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 水門を造ったときの条件というか、いわゆる地区外排水路、西船迫団地ができて、新生、若葉の区画整理が進んで、同時に地区外排水路であそこに結んだということで、そのときに占用を取っているわけですよ。つまり、町の占用が古河水門まで。それで、ちょっと先に玉石か何かで護岸されていたんですけれども、そこは県の条件でもって玉石を積みなさいよということだけが実は町の条件でございました。その先というのは、幅がどうのこうのじゃなくて、そこから先は県がしっかりと管理するので、その幅というのは特に、もう全部河川敷内になって、いわゆる水が最終的に流れる部分の断面というのは、あとは県であるということになるので、町は水門の幅、水門からの出先の幅だけを数メートル区間だけキープすればいいという条件だったんです。

ただ、今回、町長から大河原土木事務所の所長のほうには、のり面の掘削とともに、できれば同じ幅でもって整備していただけないかということで要望は出して、当然前向きにしっかり調査させてもらいますという回答でございました。

- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 工事の完了予定は分かっていますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 正式には、河川自体が、工事できるのが実際は6月に告示・公告を県ではするそうです。工事発注しますよということで。それで、実際は水を使わなくなった時期、いわゆる11月から正式に川の工事ができるというのが通常ですので、恐らく11月頃から工事はスタートするのかなというふうに思っています。その間は工事ができないという決まりにはなっています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 阿武隈川との合流地点の掘削についてなんですけれども、できればここをしっかりともう少し協議をして、どう見ても、地図上で見ても、その河川敷がどんどん広がっているように見えるんですね。もう少し水の流れがスムーズになるようにしてやれば、白石川としては阿武隈川のほうがどんどん水量が多ければまた別な話かもしれないけれども、白石川から阿武隈川に流す分については、河川敷がもう少しならかに合流できるように持っていくのがいいのかなと思うんですけれども、今のところどのようにお考えですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 当然、私どもがどうたらこうたらということじゃなくて、白石川が一部当然県ですけれども、いわゆる1キロメートルまでが国の管理ということでございますので、いわゆる河川計画に基づいたことをやるんだらうと認識しています。つまり、今の現状は、国が大雨のたびに航空写真を撮ったり、いわゆる国土地理院と連動しながら維持管理をしているということなので、その辺の管理については、こういったご質問がございましたということは改めてご提案しますけれども、国のほうでしっかりと考えるものだと思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 何度でも、何度でも、要望していただきたいと思います。今後、想定外の猛烈な台風がいつ柴田町を襲撃するか分かりません。白石川や阿武隈川の決壊を想定したまちづくりを考えなければいけないと思うんですが、今のところ町では決壊を想定したまちづくりというのは考えているんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 今回、ハザードマップを作って、決壊したときについては阿武隈川、それから白石川の水位については住民の方にお知らせしました。でも、これは実際に体験するの

とはまた違うと思っております。ただデータを示しただけなのでね。ですから、何回も言うように、これを想定して、まずはハザードマップ、マイ・タイムライン、地域自主防災組織、防災指導員、そういう方々と話し合いをしながら水防災意識の向上を地道にやる以外にはないと思っております。

河川が決壊したときに、もう水防施設で防げない、いろんな河川を強化しても、これは防げないということがございます。私は6月のコラム、読んでもらったかどうか分かりませんが、水はあふれさせたほうがいいのかというのが戦国時代の武田信玄の考え方ということもございました。ですから、堤防は絶対にあふれさせない、決壊しないという前提ではなくて、堤防はあふれるものだと、そのときにどうして身を守るのかということこれから住民に話していきたいと思っております。私の考えは、6月号にちょっとコラムでありましたので、ぜひ読んでいただけるとありがたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 命を守るということは、もう一番大切なんですけれども、次に生活を守ること、財産を守ること、要は家を守ることも大切なんですよね。それで、何とか水害から住民の命と財産を守るためにやれることを何でも片っ端からやっていくということが大事だと思うんです。小さなことに思えるかもしれないけれども、先ほどのみやぎ生協協の水路のような状況は絶対起きてはいけないことだと思うんです。やれるところからまずやっていく、その後、今は駄目かもしれないけれども、ここをこういうふうにしたら認可が取れるんではないかとか、そういうこともいろいろ出てくると思うので、住民の声も聞きながら協議して、しっかりと、決壊することも想定したまちづくりをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番秋本好則君、自席において質問してください。

○7番（秋本好則君） 秋本です。大綱2点質問させていただきます。

まず最初に、コロナウイルス関係については、この場で扱わずに文書によって執行部と検証していくということになっております。そういう申合せになりましたので、私もその申合せに従いたいと思います。ですけれども、多少それにかかるようなものがあるかもしれませんので、その折はご容赦いただきたいと思います。

第1問、**小中学校でのエアコン運用は。**

小中学校にエアコンの設置が終了し、今年の夏から使用が開始されます。コロナの影響もあり、夏休みが短縮されますが、何とか暑さに対処できるようになったと思っています。エアコンを有効に活用し、学びの環境を適切に管理するための方針について伺います。

1) 5月下旬にエアコンの試運転が行われたと思いますが、その結果をお聞きます。

2) 槻木小学校を視察しました。教室によっては窓サッシに接するくらい近くに室外機が置かれていましたが、運転音はどうだったでしょうか。また、熱交換上は問題がなかったでしょうか。

3) 教室によっては冷気が回らないところも出ると思います。対処方法は。

また、室外機が直射日光を受ける位置に設置されているところもあります。効率的な運用に支障はないでしょうか。

4) 空調機の管理については、デマンド管理上、時間差をつけて運転すると以前に伺いました。どのような内容でしょうか。

また、温度設定や風向き、風量等はシステムリモコンで行うことと思いますが、教室ごとのリモコンによる管理とどのような組合せになりますか。稼働時間の管理はどのようにしますか。

5) 学校全体での空調機の管理体制はどうなりますか。責任者を決め、温度管理や稼働時間などを管理するのでしょうか。

6) 教室の暖房にFF式暖房機が設置してあります。今回のエアコンは、冷暖兼用ですが、暖房についてはどのような組合せで使用するのでしょうか。

大綱2問目です。**これからの建設工事のあり方を考えては。**

国土交通省は、5月14日に建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを公表しました。これは建設現場における3つの密対策の徹底を図るためのもので、建設業者、団体の長宛てに出したものです。町でも、これからの建設工事の在り方を考える上では、このガイドラインに沿って工事を進めていく必要があると考え、次の点について伺います。

1) ガイドラインを庁舎・保健センター耐震補強工事に当てはめると、公共施設管理計画と

相違する点があると思います。当該工事を進めるに当たり、トッコン跡地や図書館予定地にリースで仮設庁舎を建設し、耐震改修を一度に行えば、工期も短縮でき、結果として経費節減になると思いますが、検討したのでしょうか。

2) ガイドラインを柴田町公共施設管理計画にフィードバックさせた場合、工事内容や工事費に影響が出るかもしれません。どのように対処していきますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1 問目教育長、2 問目町長。最初に、教育長。

○教育長（船迫邦則君） 秋本好則議員の大綱1 問目、小中学校のエアコン運用に関する質問6 点についてお答えいたします。

1 点目の試運転の結果と2 点目の室外機の運転音等については関連がありますので、併せてお答えいたします。

町内小中学校のエアコン設置工事につきましては、令和2 年3 月に町内9 校全ての小中学校の普通教室及び特別教室などにエアコンの設置が完了し、柴田町立小中学校エアコン運用ガイドラインを作成、配付したところです。そして、今年の夏からのエアコンの運用に先立ち、5 月19日から29日までの期間で、ガイドラインに基づいて先生方を対象にエアコンの動作確認をした後、集中制御盤の操作などについて説明を行い、9 校全ての小中学校で試運転を行ってもらいました。

試運転の結果、児童生徒が学習するのにふさわしい涼しい教室環境を体感することができ、教室内のエアコンの運転音や室外機音は、先生方の声が聞こえにくくなるといった授業に支障を来す状況ではないと確認しております。

また、室外機の熱交換に関しましては、設置場所の選定に当たって、室外機の放熱や修理点検に十分なスペースがある場所、重量を十分に支えることができ騒音や振動が増大しない場所、風通しがよく室外機の噴き出し口からの熱風が周囲に影響しない場所、排水されたドレン水が流れても問題のない場所など、設置に最も適した場所を考慮しましたので、問題はないものと考えております。

3 点目の効率的な運用についてでございます。

今回のエアコン工事では、各教室に室内機2 台を設置し、教室全体に涼しい風が行き渡るようにしております。また、ガイドラインにも示しましたが、エアコンを効率的に使用するために、直射日光や外気熱を遮断するために、状況に応じてカーテンを閉めたり、床面側にたまりがちな涼しい空気を教室内全体に効率よく循環させるため扇風機を併用するなどして、エアコ

ンの効率性やエネルギーの節減につなげてまいります。

室外機の効率的な運用についてですが、設置場所は極力直射日光を避けた場所を検討しました。しかし、南面のベランダがある校舎につきましてはベランダに設置せざるを得ませんでした。ベランダに設置した室外機は1台にファンが2台ついている室外機を設置し、台数を減らすことで室外機の間隔を取ることができ、噴き出し口からの熱風が隣の室外機に影響がないようになっております。

そのほか文部科学省では、夏季の省エネルギーの取組の中で、エアコン使用における学校でできる省エネ対応としまして、窓の軒下からベランダに敷くグリーンカーテンを設置することや、室外機自体に日よけカバーを設置することなども盛り込んでおりますので、今後も引き続き学校と相談しながら、省エネ効果や安全性について可能な限り対策を講じてまいります。

4点目の空調機の管理についてです。

エアコンは、特に起動時に大きな電力を必要とすることから、各学校に協力を求め、例えば学校の教室を3つのグループに分け30分置きに時間差を設けてエアコンを起動するなど、基本料金をできるだけ抑える工夫をしております。

職員室に設置した集中制御盤は、エアコンのタイマーを含めたオン・オフ、温度設定が主な操作で、学校内のエアコンの消し忘れがないようにする集中管理も兼ね備えております。教室のワイヤレスリモコンについては、教室ごとのオン・オフ、温度設定、風量、風向きの調整など一般家庭のエアコン操作とほとんど変わりはありません。稼働時間については、原則、集中制御盤においてタイマーで稼働させる日が多くなると予想しております。終了は夕方4時に一度全てのエアコンが切れる設定にしており、それ以降、会議などで必要な場合は使用する教室のみ運転させる仕組みとなっております。

5点目の学校全体の管理体制についてです。

柴田町立小中学校エアコン運用ガイドラインでは、全ての学校において、操作は必ず教職員が行うこととしております。また、学校の空調機に関する管理責任者は教頭で、教頭が不在のときは主幹教諭や教務主任が責任者となり、全体を掌握し、適切な管理に努めることとしております。

6点目の暖房機とエアコンの組合せについてです。

町内の小中学校の空調機は、今年度から9校全てで原則夏はエアコン、冬はFF式暖房機の2つの空調機を活用することになります。エアコンの稼働期間については、基本的には5月1日から9月30日の期間としておりますが、異常気象など、特別の事情により児童生徒の健康を

損なうおそれがある場合には、校長または教頭の判断でエアコンによる冷暖房を使用できることとしております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、町長。

○町長（滝口 茂君） 大綱2問目、これからの建設工事のあり方でございます。2点ございました。

1点目。今回、国土交通省が作成した建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン、ほかの議員さんは初めて聞く方もいらっしゃると思いますので改めて申しますが、新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言等を踏まえ、建設業者に対し、建設現場やオフィス、現場事務所における密閉、密集、密接の3つの密回避に向けて、建設現場の実態に応じた感染予防対策を行う基本的事項を参考として整備されたものです。また、地方公共団体に対しても、感染症拡大防止対策に係る費用などの適切な設計変更や検査時の書類の簡素化などの取組を講じるよう通知があったものです。今後、柴田町公共施設個別施設計画に基づく施設の改修等においても適切に取り組んでまいります。

まずは、1点目の仮庁舎リースの件でございますが、庁舎・保健センター耐震補強等工事の計画段階において、仮設庁舎リースについて検討いたしました。メリットとしては工事期間について短縮が見込める一方、仮設庁舎の建設費を試算すると建物だけで約1億8,500万円かかり、全体経費が増加し、秋本議員が求める工事費の節減にはなりませんでした。今回お示しした工事内容、工程が、全体事業費の節減につながる結果となったものです。

2点目。国土交通省が作成したガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、治療法の確立、ワクチンの開発により、事業者の健康と安全安心が十分に確保できる段階に至るまでの間の工事等に用いられることから、今後町が発注する工事の工期や工事費に影響が出ることは考えられます。

しかし、労務単価や工事資材等への物価変動の影響も同じことが言えますので、感染症の動向や国、県の対処方針等を注視し、適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。

では、まず最初にエアコンの運用のほうからお聞きしたいと思います。19日から29日までの間で動作確認を行ったということなんですが、気流の流れといいますか、エアコンの冷気の流

れといいますか、その辺の問題。教室に2つずつついておりますけれども、どのような感じだったのか、その結果を体感のやつでちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 実際、試運転のときに西住小学校のほうで確認してきたんですけれども、室内機を2機天井からつり下げておりまして、その風力、風向とかを確認してきました。それで、扇風機を使わなくても比較的十分に行き渡るような感じで稼働しておりましたので、実際そんなに暑くない日でしたから、実際暑くなったときにどれだけの冷房効果があるかというのは、またその時期に確認していきたいとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。秋本議員、マイクに向かってお話しをいただければと思います。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ちょっと遠いのかもしいないですね。

私は、槻木小学校をちょっと見させていただきまして、各部屋を確認してみたんですけれども、天つり型の室内機があったものですから、天つり型の室内機のすぐ近くに天井のほりが通っているんですね。それがどうなのかなとちょっと疑問があったものですから、そちらのほうに気流が邪魔されて全体の循環にならないのかなと思ったものですから、そういうことはなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 教室の構造によって、ほりが出ているところもあるかと思いますが、その一つ一つの教室ごと全て確認したわけではなかったもので、今後ほりがある教室なんかで不都合があれば、その辺は随時その都度確認した上で、効率的に風が回るように工夫していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

あと、運用関係なんですが、5月1日から9月いっぱいでしたか。たしかガイドラインにはそのように書いてあったと思うんですけれども、もう本当は今日あたり外はかなり暑いと思いますし、かなり熱中症のリスクもあるということをお聞きしておりますので、これには別にこだわらずに、危険とか、状況に応じて弾力的に運用するということなのかどうか、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 目安としまして設定している期間でありますので、実際は年中

稼働できる状態にはなっておりますので、そこは学校の判断でつけたり消したりしていただくのは特に制限しておりません。今日とか、あと先週あたりもちよっと暑い日があったんですけども、実際に動かしている学校もありましたので、そこは学校のほうにお任せして利用していただくということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、室外機の件なのですが、私も全部見たわけではないんですけども、見た範囲で、直射日光があつて熱効率が悪いんじゃないかなというのもちよっと見られたものですから、それをどのような形で対処していくのか。グリーンカーテンとか、そういうことも考えられますというふうに書いてあるんですが、例えば何かの形でカバーをかけるとか、直射日光を避けるべきだと思うんですけども、何か具体的に今考えられている方策はあるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） おっしゃるとおり、室外機につきましては、直射日光が当たる場所に設置してある室外機も何台もありますので、これについてはちょっと確認はしてきたんですけども、実際に効率よくできるようにするための方法としましては、先ほど答弁にもあったんですけども、いろんな方法があると思うんですけども、これはまだ実際にどのような日光が当たって、どのぐらい熱効率に影響があるかどうかというのが、ちょっとまだ今の段階では確認できておりませんので、その室外機が設置してある場所といったもの、それから太陽の角度とか、実際日光が当たってほかの教室よりも熱効率が悪いとか、そういうところを検証しながら、実際その室外機に対してのカバーであるとか、カーテンであるとか、つい立てであるとか、そういったもので何が一番いいのかを確認しながら、学校と相談しながら進めたいと今のところは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

それと、室内の温度なのですが、5月1日から暑いときは使うということなのですが、温度についてはどのように考えて、何度になったら使うという一応基準はあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 基準といいますか、一応28度というのが一つの目安としては、ガイドラインでは示しているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ガイドラインでは28度になっているんですが、場所を書いていないんですよ。ですから、かなり私もずっと全部部屋を見たんですけども、木の陰に入ってちょうどいい状況の部屋もあれば、木の上になってしまっていて直射日光がもろに当たるところもありますし、どういうところの温度が28度というふうに設定しているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 場所は特に設定しておりませんので、あとはその教室の中で先生が生徒さんの状況を見て判断していただくということになろうかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） その辺が意外と盲点なのかなと私は思っているんですよ。例えば、これは環境省で出している熱中症予防情報サイトなんですけど、これでいくと東京の例として出ているんですけども、同じ温度であっても湿度によってかなり熱中症による危険度が違ってくる。WBGTという指標がありまして、そちらのほうで、これも度C（℃）で言うんですけども、同じ度数であっても湿度が違えば、例えばこれは32.5度という例として挙がっているんですけど、湿度が31%と56%では、片方は警戒レベルなんだけれども、片方は嚴重警戒というところまでいってしまうというところで、熱中症の実際の患者さんも50人から94人という形で倍ぐらい出ていたという例が一応出ているんですね。ですから、このWBGTの黒い球で湿度を測るやつがあるんですね。そういったものをある程度併用して行って、それで測っていくということも大事ではないかと思うんですが、どのようなお考えなのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 暑さ指数のことかと思うんですけども、これに関しては今までも屋外活動とか、屋内活動をする際に計測して判断している経緯もありますので、今回暑さ指数で判断を取り入れていきたいと考えております。

計測器につきましては、昨年、各学校に1台ずつこちらのほうで購入して配付しておりますので、各学校で測れるようにはなっておりますから、それらも参考の数値として使っていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、各学校に1台はあるということなんですけど、それはどこに設置されていて、どこの場所の危険度というか、暑さ指数を測っているもののでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今現在お配りしているのは、持ち運びができるタイプのやつで

すので、特にその設置場所というのは特定されておられません。ですから、各教室に持ち込んで、その数値をその都度測ることは可能になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどもちょっと言ったんですけれども、3階建てとかそのくらいになってくると、1階と3階ではかなりの温度の違いが出てくる、風のものも出てくる。そうしたときに、一つのところで測って行って、それで全体をやるというのはちょっと危険かなと思うところもあるものですから。

それで、私もちょっと調べてみましたら、タニタかな、出しているところでも、1万円以下で買えるんですね。簡単な計測器もありますので、そういったものを使いながら、暑さ指数を基準に、例えば1階、2階、3階で調べていくとか、廊下で調べるとか、そういったなるべく平均的になるようなところで調べてオン・オフを図っていくということは、何とかならないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 1か所で測定してその数字を採用するのではなく、各教室ごとにやっぱり計測して判断していくのが必要になってくると思いますので、学校によっては複数台学校独自で持っているところもあるかと思うんですけれども、その辺は各学校にどのぐらいの台数を保有しているかとか、今後何台ぐらい必要かとか、その辺は今後確認しながら、台数を増やすなりしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、各教室のほうには確かについているんですけれども、体育館のほうはこれからどのような考えでおられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 体育館につきましては、今回エアコンは入っておりませんので、現状のままなんですけれども、先日、町内の業者さんから比較的大きい冷風機を寄附で頂いております。それで各学校に1台ずつ寄附していただきましたので、その冷風機をうまく活用しながら体育館のほうは対応していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。ヒートショックということはないでしょうけれども、寒いというか、一定のところでは温度に体が慣れて、いきなり暑いところというものもどうかと思

ましたので、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、中のほうの温度管理の方法なのですが、先ほどちらっと言ったんですけれども、教室によっては木の陰になるところもあるし、直射日光がまともに来るところもあるということで、かなり温度のむらがあると思うんです。そして、室内の暖房とか、断熱についてちょっと触れてみると、約半分以上、室内の冷房、そういったものにする断熱を考えていくと、夏場の冷房については7割以上が窓関係から出入りする熱で、ほとんどそれに占められているということなんです。ですから、木の陰になっているところはかなり涼しいんですけれども、木の陰がないところは直接熱が部屋の中に入ってきってしまうと。それで、カーテンはあるんですが、あのカーテンは窓の内側に引いていますから熱が内に入ってしまうので、そこで熱を放散するものですから、それで断熱を期待するというのはちょっとどうかと思うんですね。

それで、例えば窓の外側にシェードという天幕みたいなものがあるんですけれども、そういったものをつけていって、外側で断熱を取っていく、直射日光をそこで防ぐということも非常に有効的だと思うんです。これも値段を調べてみると、思ったほど高くないというか、簡単につけられますし、取り外しも可能ですし、そういった方法もこれから考えられると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 先ほどの室外機の関係と併せて、その辺の熱対策については検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひ検討していただいて、なるべく子供たちにいい環境で勉強していただきたいと思いますので。

それと、CO₂関係なのですが、ガイドラインのほうではちょっと出ていなかったと思うんですが、学校空気環境というデータが出ておりまして、CO₂濃度、これは学校環境衛生基準では基準濃度が1,500ppmを超えないようにしなさいということで、大体小学校では1時間に2.2回ぐらい換気をしなさいという基準が出ているんですけれども、これからコロナの環境があると思いますけれども、換気をどのような形で取っていこうとされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 換気につきましては、定期的を実施するようになるかと思うんですけれども、今年に限ってはコロナ対策ということもありますので、このように随時開放し

ているような状態が必要になってくるか、ちょっとその辺は今後状況を見てですけれども、今年に限ってはその辺の換気については、随時少し開放しておくとか、何かそういった特別な対策も必要ですし、涼しさが逃げていってはあまり意味がないので、その辺も踏まえて、ちょっとなかなか今のところいい対策はないんですけれども、今後そここのところは検討していきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 空気環境の本をちょっと読んでみると、1,500 p p mというのが一つの基準になっているというのは、子どもの熱中度というのを測ってくると、時間とともにCO₂濃度が上がってくると同時に、熱中度というか、集中力も下がってくるんですね。それで1,500 p p mぐらいがちょうどリミットになってきたときに、両方ともちょうどブレイクするようなデータも出ておりますので。実際的にホルムアルデヒド関係の住宅のほうでも0.5回、2時間で1回換気する、1時間で中の空気が半分入れ替わるということを住宅でも基準にしておりますので、どういう形が正解というベストな方策はないと思うんですけれども、何かの形で、それは各学校独自にやってしまうのか、それとも各先生方にお任せしてしまうのか、その辺は一つの基準というのをつくるつもりはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今のところは30分に1回の換気というのは統一して示している中身なんですけれども、今後必要に応じて対応していくということで検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） また、これから運用する段階で順々に考えてはいくと思うんですけれども、例えば先ほど30分置きにタイマーをつけて、多分集中コントロールのほうで全部タイムの設定もできるので、そうされると思うんですけれども、どのようなゾーン分けといたしますか、何段階ぐらいでいくのか。そして、それをいつの段階からスタートさせるのか。その辺はどのようなシミュレーションをされているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） エアコンの場合、稼働の初めがやっぱりどんと電気料が上がってしまいますので、朝の設定をプログラムとして組んでおります。30分置きに稼働するように設定しているんですけれども、それはフロアごとに主にグループ分けしております、フロアごとに30分刻みで電源が入るような仕組みになっております。あと、16時には一斉に一度切れ

るような設定をしておりますので、そのような形で集中盤のコントロールは設定しておるところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） フロアごとというご回答なんですけれども、そうすると例えば3階のほうから先に入って行ってやってくると。その時間的には何時ごろからスタートされるシミュレーションをされているのかということと、あともう一つ、16時に一旦メインのほうで切れるようになっていったときに、かなり西日が強くて16時でもかなり、もううだっているところもあると思うんですね。そんなになっているときにメインが切れてしまうと、各教室でつけようとしてももうつかなくなってしまうですね。そういう対策というのはどういうふうに、何かちょっとストップがかかったときには全体の16時というのをちょっと延ばしておくとか、そういうふうな検討をされているのかどうか、その運用の詳細はまだ決まっていないのかもしれませんが、心積もりの的なものがありましたら教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 朝の時間帯については、おおむね7時、7時半、8時ということで設定のほうを組んでいたと思います。ちょっと30分ずれるかもしれませんが、そのような形で就業前にスイッチが入るようになっております。

あと、16時に一旦切れるようにはセットしてありますけれども、あとは個別の教室のリモコンで電源を入れればすぐに稼働するようになっておりますので、集中制御盤がオフになっていたとしても、個別のリモコンで各教室では稼働するようにはなっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） メインコントロールのほうをオフにしてしまうと、各教室のほうをオンにしても動かないんじゃないかと私は思っていたんですけれども、そうではないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 先日の試運転のときに業者に確認したんですけれども、メインが切れていても各教室でスイッチを入れれば動きますよということでお話は受けております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、運用のちょっと詳細に入ってきてしまうんですけれども、例えば教室、休み時間は多分つけっ放しにしていると思うんですけれども、例えば音楽教室に行くとか、理科室に行くとか、体育館でちょっとやるとか、教室を空ける場合がありますよね。そういったときの運用はどのような体制で行われるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） その辺の運用につきましては、今後詳しく検証していかなければならないと思うんですけども、切ったほうがいいのか、それとも少し温度を上げて若干そのままにしておいたほうが、1時間空けておくとどうしても室内温度が高くなってくると、また下げるのにかなりの電力を使ってしまいますので、そこはちょっと今後検証しながら進めていきたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

たしか、私もあまり詳しくないんですけども、学校の教室の断熱というのはそれほど有効に機能していないと私は思っていたものですから、確かにRCの躯体自体の温度が下がれば、逆にそのままにしておいたほうが熱効率が有効だという場合も考えられますし、それは逆に言うと夜間にエアコンをつけておいたほうがいいという場合も考えられるわけですね。そういったことまで含んでシミュレーションをされるのかどうかも、ちょっと余分なことなのかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今のところそこまでは考えておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、暖房についてお聞きしたいんですが、今ついているやつは冷暖兼用型ですよ。そうすると、シミュレーションじゃなくて、エアコンの運用ガイドラインを見ても、暖房についてはFF式ヒーターを使うと明言されていて、エアコンの暖房は使わないということを明言されているんですが、であれば冷房専用でもよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺はどういうふうな設計だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 基本的な考え方として、夏はエアコン、それから冬はFFということを示しておるんですけども、実際FFまで必要ないんじゃないかという状況のときには、学校のほうで判断していただいてエアコンの暖房を使っただくのは特に制限しておりませんので、そこは状況に応じて使っただくという状況にしております。

設備ということで、一応エアコンの性能については冷房で求めた機種を選択しておりますので、暖房をフルでやるのはちょっと厳しい機械ですので、ちょっとした寒さには対応できますけれども、かなり寒いときには当然FFということになるかと思うんですけども、そこは学

校のほうで判断していただければ大丈夫かと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。ガイドラインのほうにはわざわざ書いてあるものですから、ちょっと大変かなと思ったものであえて質問させていただきました。

F F式の暖房機を使うと、部屋の机のレイアウトも変えなくてははいけませんよね。直接出てくる場所から1メートル机を離さないということになっているはずなので、その辺のレイアウトも出てくるので、いきなり今日からF Fだけでやるというのはちょっと無理かなと思うので、その端境期のところについてはエアコンの暖房機能を有効に使っていただければ助かるかなと思うものですから、ぜひお願いしたいと思えます。

そうすると、確認としてこういったガイドラインが出ているんですけども、これはあくまで仮のやつであって、実際に運用してどんどん変えていく、実際に合わせて変えていくし、室外機の遮蔽あるいは室内のカーテンに代わるシェード関係もできる場所から、やれるところをやっていくという形で考えていくと。それで、WBGT、湿度が関係する暑さ指数、これについてもこれを基準にするような運用の仕方を考えていくという受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） おっしゃるとおり、現状でつくられる範囲内でのガイドラインですので、今後検証していきながら内容については変更していくようになるかと思えますし、その辺については今お話のあった内容を、暑さ指数を採用するとか、シェードとか、そういったものも含めて検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

それともう一つ、最後なんですけれども、教室にある扇風機の使い方。各教室にたしか2台置いてあったと思うんですけども、本当に酷暑のときに使ったわけではないので、これからどういうふうになるかちょっと分からないという話だったんですけども、いろいろ使っていたところの形を見ると、換気のこともありますし、CO₂の濃度の問題もありますし、今の設置の仕方で行くと、あれがうまく循環に機能するのかなという置き方のところがちょっとあったので、その辺については、あれを動かすということも場合によっては出てくるんじゃないかと思うんですけども、そういった扇風機の使い方について何かガイドラインはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） いずれ扇風機のほうも活用しながら対応していくようになるかと思うんですけれども、今のところ特別ガイドラインのほうには表示しておりませんし、どのような使い方をしていくかというのは今後検証して対応していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひせっかくつけたものですから有効に使っていただいて、子どもたちがいい環境で勉強できれば能率も上がるし、集中できるんじゃないかと思いますので、その運用の仕方については、いろんなところでいろんな教室環境がみんな違ってきますので、それに合わせたような運用をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、2問目に移らせていただきます。

これから、コロナウイルス感染予防対策ガイドラインという形で、かなり細かい写真入りのものを国交省のほうから出しているんですけれども、これによって、これからの公共工事といえますか、工事についてはどのような影響が出てきて、どういうところがこれから変わるのか、そういうふうな考えをお持ちなのかどうか、建設関係の方でお願いしたいと思うんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ガイドラインですね。県のほうからも行政向けに来ています。恐らくですが、例えば具体的な対策として、同じ車に2人以上乗らないとか、細かいところまで割と定めてあります。最終的にはかかる経費は増えていくわけなので、経費に何らかの、例えばコロナ対策に関わる何とか経費とかという形で出てくるのかなというふうに思っていますし、私たちが工事を発注したときに最初に受け取る施工計画書には、具体的にどういった対策を取っているのかというところまで踏み込んだ計画を求めていくということになるかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これを私も読んで、かなり厳しいなというのが第一印象で、これを本当に守る人がいるのかというところも正直なところあったんですよ。ただ、これを本当にやっついこうとすると、工事の内容もがらっと変わってしまうし、施工計画も随分変わると思うんですね。これによっては工事期間も長くなるし、今までのものについて、これはどこまで有効なのかというものと、もう例えば契約しているとか、設計が終わっているというものも出てきていると思うんですけれども、そういったものについてこれは適用されると考えてよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 具体的に適用しなさいということは実は書いていなくて、私たちが指導的な立場で、例えば現場事務所に手をしっかり洗う場所あるいは消毒する場所、あるいは事務所におけるマスクの着用だとか、そういったところまで施工計画書に入れてほしいという話はしております。ただ、金銭的にその部分を設計変更で見ますよとか、そういうところまでは、実は業者さんの企業努力でもってそういった対策は会社としてやっていただくという指導はしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） でもこれの中身を見ると、例えば内装工事についてわざわざ書いているんですけども、わざわざ言うてはいけないかな、懇切丁寧に書いているんですけどもね。例えば、工事エリアを細かく区切って、そのエリア内に人数制限をして入れと。そして、狭い場所での作業では広さに応じて人数を制限してやりなさいとわざわざ書いてあるところを見ると、これを守っていくとかなり工事が遅れるということもあり得ると思うんです。そういったときに、公的な立場というか公共機関として、守ってくださいとしか言いようがないというか、今回のやつでもそうなんですけれども、ただ全然お金を見ないよと、内部努力でやってということはある程度限界があると思うんですけども、そういったことはこれから少し考慮されるということも出てくるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員おっしゃるとおりです。工種によっては、当然人は1か所に何人も集中したりとか、そういう場面が多々あります。あるいは、閉め切ってできない工種なんかも実はあるわけで、そういったところを具体にはじき出して、工期に反映させていくということは、当然必要になってくると思います。ただ、その中でも対策はこういったことを考えていますという項目をしっかりと業者さんから提案してもらい、あるいはそれを町でチェックする機能をしっかりと、これから何か研修等も予定されているらしいので、そちらをしっかりと聞いて徹底指導したいなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 例えば、休憩所の関係とか、トイレの水洗の管理の仕方とか、そこまで書いていますね。ですから、これがこれからの工事のスタンダードになると思いますし、新しい日常生活という形も提案されていますので、今の状況が一、二年で戻るということでは私はないと思うんです。これがこれから本当のスタンダードになってきたときに、行政のほうから

それをスタンダードとして周知するということが一番、民間の指導する立場からすると、そこがしっかりしないとなかなか浸透しないと思いますので、ぜひ検討して周知徹底されるようにお願いしたいと思います。

それと、建物の耐震工事に当たっての仮設庁舎リースについても検討されたということなんですが、この庁舎リースというものの中身はどのような形で検討されたのか、中身が分かりましたら教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、仮設庁舎のリースということで、実際、実施設計時において、職員がいながらにして工事を進めていく上では19か月から20か月かかるであろうということで、その際に仮設庁舎を設置した場合、工事期間に関しては12か月程度に短縮はされるだろうということで試算をしていただいております。

仮設庁舎に関しては、建てる場所に関しては全く関係なく、実際に仮設庁舎を建てるとなれば、今の庁舎の面積の7割程度のスペースがやはり必要だろうということで、今の庁舎の7割程度のスペースを、平成23年に槻木中学校が仮設校舎を建てております。そのときの単価と物価等の上昇を勘案して積算をしたところ1億8,500万円ほど、仮設庁舎を造るだけでそういう経費がかかってしまうということです。実際に8か月の短縮にはなるんですが、その部分の工事費の削減に比べても、その建設費のほうが、建設するだけで1億8,000万円、それ以外に別な場所であれば事務用機器の移設なり、システムの移設、それから上下水道、電気等の設備等を新たに造らなければならないということになりますので、そういうことから考えて、仮設よりはこの庁舎を活用しながら整備するという方向の検討になった次第です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 8か月間の工期短縮というのは、これは建設業の中の値段から見るとかなりのコストダウンには私はなると思うんですね。工事金額の3分の1ぐらいは人件費ですので、そのうち人件費がかなり安くなる、その8か月でもかなり下がると思うんですね。それで、庁舎内で物を移転してまた戻ってきて、その間の電気とか、ネット関係を全部持って行って、また元に戻すという、そういう雰囲気をつかめたら、もう少し違った結果が出るのかなと思うんですけども、それはシミュレーションされた結果なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 実際に工期短縮に伴っての実設計段階での削減額というのが、先ほど言った1億8,500万円ほどかかるものに対して、実際工事費のほうは4,000万円ちょっと削減

されると試算されました。ですので、実際その建物と工事費の削減額を対比した場合には、それ以外に先ほど言ったような経費がかかるといった場合ということが想定されることで、そのシミュレーションまで至る前に、まずは経費的にはやはり現状のこの庁舎と保健センターを活用しながら改修工事をしたほうが有利であるということで、そこまでの細かいシミュレーションまでは至っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。

私は一度、若いときなんですけれども、中のほうで工事をやっていて、現場事務所を建物の中から何回も移動して、民間なんかはよくそれをやるんですね。現場事務所を別に置くところがないものですから、造った建物の中に置いて、それで1階、2階ができたならもう中に入って行って、やるごとに2階、3階で移動して行って、それで最終的には外に出て完成させるというやり方をするんですけれども、非常に面倒くさいというか、余計な仕事ばかり出てくるんですね。

だからそういったことを、今柴田町のほうの庁舎で雰囲気似ているかなと思っているものから、本当に自分の仕事に専念できなくなるという形で、そっちにいつまでに動かさなくてはいけないとか、例えば工事によっては夜移動しなければいけないとか、そういったことも出てくると思うので、そういったことを考えていったときに、工事を安くして行って、全体的にその間全部移動してしまっ、7割程度の面積のものを移動してしまっ、それでもう十分にスペースを取って工事をやっていただくというほうが、工事を完全に仕上げるとか、工事を安く仕上げるといことも、私なんかは必要だと思っていたものですから、この提案をさせていただきました。

もし何かの形で、概算でも結構なので、その辺の金額的なものが出せるものがあればちょっと見せていただければありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 概算ということで、私はペーパーを1枚読み上げているんですが、実際にこういう形で数字は出ております。建築に係る金額が1億8,000万円、あくまでも試算です。実際に設計段階でその工期が短くなることによって、工事費の削減額が4,000万円ということですので、この程度の資料として私のほうでは持っておりますので、そちら提示する分には、後で提示させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） すみません、時間がなくなって申し訳ありません。本当に間違いない工事をやっていただければありがたいと思いますので、その辺十分注意していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時42分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3 議案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例

日程第4 議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例、日程第4、議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

両方、議案第3号も議案第4号も同じ条文で同じ項目なんですけれども、第2条の第2項のところに、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林又は給与収入とあるんですが、持続化給付金のときもたしかそういう話になっていて、国でやっていたやつなんですけれども、それが

後から雑所得とか、そういったものを一切含めてという話にたしかになったと思うんですけども、これも全体所得が減った方というふうにみなしてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） 秋本議員お見込みのとおり、おのおのの所得、いずれかの所得が基準以下になれば該当いたします。どの所得でも構いません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第5号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第6号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一

括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時08分 休 憩

午後1時09分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

これより議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 柴田町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号柴田町手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第9号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 1 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 1 2 号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第11号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第12号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 3 号 令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

この議案の関係資料ということでこの地図をもらっているんですが、これはナンバー17までは既存のもので、ナンバー18、ナンバー19、役場と太陽の村は新設となっているんですが、お聞きしたいのは、いわゆる屋外拡声器は聞こえる範囲を考えて、それぞれ地域的なバランスを考えて設置されていると思うんですが、聞こえにくいというか、これで漏れているところはないのかなど。というのは、例えば槻木だとナンバー11、ナンバー10、ナンバー8に囲まれて、槻木駅とかその周辺がありますが、この町なかに逆にナンバー11とかナンバー10、ナンバー8からのやつが聞こえてくるのかどうかです。

あと、船岡も、今回役場統制局ナンバー18とありますが、今までこれがなかったと考えると、船岡の中心部から大原、新田まで、つまりナンバー4の上名生の拡声器のところまで今まで全くなかった。今まで洪水というと川の氾濫ということで川の近くから考えたのかも分かりませんが、現在はもう大雨が一度にどつと降ると、自宅もすぐに周辺が浸水するということがあるので、今回これを私が見ていて思ったのは、船岡とか町の中、ちゃんとこれまでのナンバー11とかナンバー10とか、船岡ではナンバー4とかで聞こえるようにカバーできているのかなどちょっと疑問に思いましたので、その点どうなのかお聞きしたいと思います。

2点目は、太陽の村に基地局というのがありました。そうすると、ここから一番遠いナンバー17が富沢ですか、あと槻木のナンバー10とか、ここまで間違いなく電波が届くのか。つまり、役場から今回この情報を発信すれば、この基地局を通じてナンバー17とかナンバー10にも自動的に行くんでしょうが、間違いなく届く距離というか、ちょっとその点を確認したいんですが、以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まず、1点目でございます。既存の屋外拡声器、こちらにつきましては半径300メートル、こちらが到達するというところでございます。したがって、ナンバー17までの拡声器、丸をつけていきますと漏れているところはございました。

また、今回新設いたしますナンバー17、ナンバー18につきましては、おおむね倍の600メー

トルぐらい届く高性能のスピーカーでございます。また、役場統制局から基地局太陽の村を通して、柴田町全エリアをカバーしてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 第2点の全地域をカバーするということなんですが、電波が通りにくいというようなところはないんでしょうか。よくラジオなんかでも、村田町とか、隣の大河原町辺りがこの辺に比べると通りにくいかとあるところがあるんですが、この基地局から、地域を限定するわけじゃないですけども、ナンバー17とか、そこに電波が通りにくいとか、実際にこの設置した後に試験を行うというか、試しにやってみるのかどうかも確認したいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 電波調査につきましては、昨年度実施しておりまして、届くエリアということで、ナンバー17まで届いてございます。

また、設置した後、そちらの試行というか、点検、試しはやっていくところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。5点ほど質疑したいと思います。

まず1点目は、今年4月に本町のほうに、防災行政無線と、それからラジオについては情報提供させていただきました。今年、消防庁で12万台、新たに防災ラジオが無償貸与ということであったので、ぜひ手を挙げるべきだということで情報提供させていただいたんですけども、それを検討された上でのことなのかどうか1点です。

2点目。これは3ページのところに、戸別受信機34台とあります。先ほど言った全国で12万台、手を挙げてほしいという消防庁からの無償貸与も含めると、もっと増やしても、この34台というのは多分本町で買うラジオだと思うんですけども、無償貸与というものもあるので、検討したのかどうか、これが2点目。

3点目ですけれども、この防災ラジオは無償でしょうか、有償でしょうか。有償であれば幾らを想定したものなのか、これが3点目。

4点目は、このシステム統計図の真ん中辺に無線設置の台数が、携帯型で140台設置予定ですけども、裏のほうの子機は20か所あるみたいなんですけれども、行政区長さんが50台だとすれば、あと70台ぐらいはどういう方が持つのか4点目。

最後、5点目ですけれども、周波数帯は今回のやつを見ると260メガヘルツ帯を使っており

ます。各自治体でいろんな周波数を利用しております。AMラジオ帯、FMラジオ帯、例えば76から106メガヘルツ帯、それから自治体によっては60メガヘルツ、160メガヘルツ、280メガヘルツと、いろんな周波数帯があるんですけども、本町で使っている260メガヘルツ帯は何かメリットがあったのかどうか、この5点をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まず、1点目です。今年4月、議員から情報提供いただきました防災ラジオ10万台ということで、今年度、令和2年度戸別受信機の配備促進事業というのが国のほう、消防庁のほうでございまして、それでの希望調査ということで今照会が来てございます。これについて、今検討しているところでございます。というのは、我が町はまだデジタル化していませんので、デジタル化した親機の無線の話と、あと防災ラジオの型式とか、そういったものを検討しなければいけないということで、現在検討しているというところです。

2点目です。34台、モニターでございまして、現在無償貸与ということで考えてございます。借りるのは無償でございます。

3点目、無償で借ります。消防庁の台数は、まだ10万台ということでございますが、配備されていない自治体はまだございますので、そこでの台数の調整とかがございますので、今後台数については消防庁のほうから随時連絡が来て、調整になると思います。

4点目、140台の携帯型無線機の内訳という質問でございました。行政区長47台、消防団、こちらは班長以上37台、消防署に1台、優先避難所6か所に6台、その他の避難所16台、あと役場庁内で使うのに11台、あと被害調査連絡事務用ということで11台、予備で11台、合計140台となっております。

最後、260メガヘルツ帯のメリットでございまして、これまで議員ご指摘のように、各自治体によってはそれぞれ60メガヘルツデジタル帯とか、280同報系とか、いろいろございました。今回260デジタル移動系4値F S K新方式というのは、移動系の無線、要は区長さんとか消防団に渡す移動の無線、それと野外拡声器と防災ラジオ等の同報系、こちらの電波一つの周波数でできると。したがって、導入するのにコストが安く導入できるというメリットがございまして。これまでは、移動系を整備した自治体では、同報系に違う、例えば280メガヘルツ、こちらについては同報系で結構使われていますけれども、こちらのデジタルを整備しなければいけないということで、2本の電波を使って整備する必要があったということですが、技術革新というんですか、そういったものになりまして、260メガヘルツ4値F S K方式においては、同じ周波数帯、こちらで同時に移動系と同報系の両方ができるということでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 先ほどお話があった総務省からの情報提供もあったということでしたので、私も実は一般質問しようかなということ考えていたものですから、いろいろ調べていました。実際には、10万台とありましたけれども、去年のやつも残っているので12万台だそうですねけれども、早く手を挙げたほうが、無償貸与ということでしたので、またどこでも実施していない市町村を対象にという条件つきだったものですから、早く手を挙げたほうがいいよということがまず1点で、その34台プラスアルファで、先ほど町長が一般質問の中でも答えておられましたけれども、防災弱者という言葉も町長は使っておりました。そのためにも34台で大体65歳以上のお年寄りだとか、そういう人たちにもやってあげたいなと思えばちょっと少ないかなと思うので、その見解が一つ。

それと、先ほど周波数帯をお話ししましたがけれども、周波数帯280メガヘルツと、例えばいろいろ調べたら、茨城県なんかではポケベルと同じような周波数帯をすると、ポケベルを持っているような人たちも一斉にそういう電波を使うという話があったので、そういうところまで吟味したのであれば、台数の増加だけもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今回の行政防災無線の34台の戸別受信機につきましては、野外拡声器を整備して同報系が使えるということで、試験的ではございませんけれども、浸水区域の要配慮者利用施設の方々とか、そういった方々にお配りをして、34台を使っただけという考えで、当初この34台を計上したものでございます。

それとは別に、先ほども申しました配備促進事業ということの中で枠組みがございまして、国から例えば100台無償貸与を受けましたら、町ではその2倍買って整備しなさいという枠組みがございまして、今議員からありましたように、防災弱者、いわゆる情報弱者です。75歳の独り暮らしのお年寄りとか、あとは身体障がい者で補装具を身につけている方とか、そういった方を対象に、町としては1,000台整備していくという考えで、ちょっと消防庁のほうに挑戦といいますか、調整をしていきたいと思っております。何台来るかちょっと分かりませんが、国には350台を無償貸与という形で要望したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか、どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ぜひ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私は電源についてお聞きしたいと思います。

役場の統制局設備、太陽の村の地上局、基地局、そちらのほうには発電機、非常用発電だと思うんですが、書いてあるんですが、山田沢につける半固定のやつ、それと屋外の拡声設備、ここには非常用電源の記載がないんですが、ここはどうなっていますか。

あと、先ほどの無償貸与を受ける戸別受信機、これは乾電池を使ったバッテリーを使えるということなのか、これは確認なんですけれども、非常用電源についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 山田沢配水場、こちらには記載のとおり非常用電源、また野外拡声器、こちらについても非常用電源は考えてございませんでした。

また、お配りする防災ラジオ、こちらにつきましては乾電池が入ってございまして、家庭電源が切れた場合でも、ちょっとスペックは忘れましてけれども、二、三日は通じているというようなものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、非常用電源がないとなると、電波を送ってもスピーカーが鳴らないということになってしまいますので、この辺は私は必要じゃないかなと思うんですが、そういったことは対応できないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 野外拡声器のほうですが、ちょっとそちらのほうまで考えておりませんでした。今後、その辺のところを検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 野外拡声器については、300メートルから、今度はナンバー17、ナンバー18については600メートルということなんですが、いずれ野外拡声器は聞こえないものだと私は思っています。幾ら範囲が広くなるといってもね。台風第19号のときのように風雨が強くなれば、当然聞こえません。

そこで、防災ラジオの無償配布ということですが、無償というよりも有償でも町内に何個用意する気があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。やはり野外拡声器は拡声器で必要ですけれども、過去に防災ラジオがあったほうが断然いいに決まっていることは目に見

えているんですよ。ですから、そこについて、無償なんていうことばかりじゃなくて、有償で町内に何ぼ配布するつもりがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 現在、先ほどもお答えしましたが、75歳以上の独り暮らしの高齢者、あとは身体障がい者で補装具をつけておられる方に対して令和2年度で整備をしていくと考えております。これについては、国が無償で貸し付けるといった流れで、町としても有償でということには、ちょっと色がついていませんので、防災ラジオには、それでは無償でというふうに考えてございます。

それで、最終的には、一番いいのは、町の全戸に配布するというのが、一番情報が、スマホとか、テレビとか、そういった電源が本当に落ちてしまって何もないというときに、乾電池で起動する防災ラジオというのは使えるかと思うんですけれども、今のところは当面、今年度整備いたします1,000台というのを目標に無償で整備していきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 1,000台もいいんですが、75歳以上とか、身体障がいのある方とか、世帯数にしても町内の至るところに冠水常襲地域があるこの町で、それだけで間に合うというよりも、有償ということで町で金を出して全戸に配布するくらいの考えを持たないかどうかということです。あくまでも無償にこだわるのか、金がかからないようにするのかという、そこら辺をしっかりとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の350台は無償が条件になっておりますので、それに合わせて柴田町も700台用意するというところでございます。1台が国の単価でいうと2万5,000円です。これを1万6,000世帯全部に一気に配るとするのは相当無理な話。ですから、情報には多チャンネル化が必要ではないかなと思っております。ですから、FMラジオ、エフエムいわぬまとの協定、防災無線、それから配信メール、エリアメール、そして最後には声がけネットワークということでございます。

ですので、2万5,000円で1万6,000世帯を掛けると、ちょっと計算できませんが、やはり最終的に情報弱者から配布していくと。それで、ラジオを配布したからすぐ逃げられるわけではありませんので、やっぱり地域のコミュニティを併せて、マイ・タイムラインとか、防災士、防災指導員、午前中に白内議員にお話ししましたけれども、一つの機械で全てが満足できるものではありません。やっぱりそれを活用しながら地域で盛り上げていくのが一番いい方法では

ないかなと思っております。許せば徐々にやっていくと。もしこれを単独事業でやるのであれば、有償で頒布ということも考えられないことはないかなと思いますが、今のところ緊急防災・減災事業債を使うか、特別地方交付税を使うか、国の制度を活用しなければなりませんので、町で一般で買って有償ということも選択肢の一つではありますが、それは今後決めていかなければならないなど。取りあえず情報弱者のほうに、1,050台になります。それは消防庁で350台を認めてくれたらという条件でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 分かりましたというか、例えば75歳以上ということもあるし、身体障がいのある方ということですが、それでは耳の聞こえない方にこの防災ラジオをやるんですかということ。その辺についてどのようにするのか考えているのか、最後にお聞きして終わります。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今ありました75歳の独り暮らし、また身体障がい者、補装具をつけている方というところの補装具というのは、補聴器とか、そういったものとか、あとは逃げるのにやっぱり足とか悪い方は早めの情報が必要だということで、台数を見積もるのにその方々の現在の数というところでやってございます。したがって、その方々に要るか要らないかというのを調査いたしまして、もちろん電気代がかかるから要らないという方もおられるかもしれませんし、あとは民生委員さんとか、そういった方々の協力を得ながら必要性とかを聞いて、それで配備していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

入札結果が気になったんですけれども、落札率95.6%とかなり高いんですが、ほかの自治体の状況等は調査したりしていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、防災行政無線デジタル移動系ということで、やはり事前にされている例というのはそんなにあるわけではございません。ですので、今回指名というか、参加していただいた事業者さんは、やはりほかの地域で同じようなデジタル移動系の整備をされてきた方、または防災行政無線の整備を請け負った方たちということですので、実際にこの入札の金額がそのような数字にはなるんですが、やはり今はこちらで仕様をお示しし、機種をお示しして、それで入札をお願いする形になっておりますので、やはり業者の間でもそんなに金額

が変わらないということです。実際にそういうシステム化がされていると、設計する上でも、それに対して数量をこちらが示すということになれば、そのような大きな金額の違いにはならないと。つまり民間の積算の精度が上がっているという部分はまずあるかと思います。今回、特殊な機種ですので、あまり金額の違いがないのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 気になったのでちょっと調べたんですけども、少し前のものなんですけど、2016年11月に宮代町では72%、それから平成30年7月10日の鳥取県日南町では71.67%と、ほかでは結構低い値で、同じようなものじゃないかなと思って見たんですけども、県内の数字というのは、どこか分かるところはあるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今、議員が言われた70%台の入札率の例があるということなんですけど、今回あくまでも制限付一般競争入札ということで、一応事業者さんのほうに条件をつけて参加をしていただくという形でさせていただいております。それで、実際に今回、最低制限価格も設定させていただいております。

他町の例で70%台という部分が、どういうふうな仕様でその工事が発注されているのかが、同じなのかどうなのかも、その辺ははっきりとは分かりません。現実的に、やはり実際に防災で使う無線ですので、やはりそういう他町の例が同じ仕様かどうかという部分もあるかと思うんですが、やはり町としては品質というか、災害時に実際に使うものですので、その辺の品質を求めるということからして、こういう形で入札を行っておりますので、先ほど言ったように各事業者さんのそういうシステムなりを使つての積算ということになりますので、ちょっと他町は仕様が違うのかとは思いますが、今回3者の価格を見ていただければ、価格もそんなに違ってないという部分からすれば、やはり精度が上がっているとしかこちらとしてはお答えがないのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について

日程第15 議案第15号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について

日程第16 議案第16号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第14号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について、日程第15、議案第15号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契約について、日程第16、議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契約について、以上3件を一括議題といたします。本件3件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

議案第14号から議案第16号、全てに該当することなんですけれども、入札結果なんです。落札率が、議案第14号であれば97.1%、議案第15号が99.6%、議案第16号が98.1%、あまりにも高い落札率だと思うんですけれども、これに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 3工事の落札率ということですが、実際今回、庁舎・保健センターの既存の建物の大規模改造、また耐震補強ということで、工事仕様になっております。現実的に、実際、大規模改造ですので、こちらで示した仕様で数量等をお示ししておりますが、先ほどと同じ答えにはなってしまいますが、実際に工事に係る経費については、物価本とよく言われる建設物価という本のほうで全てオープンになっております。ですので、こちらでお示した仕

様で数量等が入っているものに対して当てはめれば、ある一定の積算されている金額が出てくるということだとは思いますが。

今回、この3つの工事ということで、財政課とすれば実際に落札されるかどうかのほうに心配でございました。大規模改造ですので、やはり事業者さんにとっても示した数量と、それ以外で大規模改造ということで、新築とはまた別な形になりますので、その辺はこちらとしては今回落札があったということでは一安心ですが、やはり金額的にも先ほど言ったように、実際に今そういう設計システムというのを各事業者さんがお持ちですので、そんなに差が出ないのであらうなど。

ただ一方で、今回評価対象外という部分でございました。こちらは心配した事案ではあったんですが、それなりの各工事ごとによってはいろんな中で抱えている価格を出す際に、その辺の各業者さんの考えによってはちょっと違ってくるのかなという部分では、今回この入札結果に現れているのかと思っておりますが、やはり全てオープンになっている金額、そういうものをシステムを使って積算をすると、やっぱりそこで業者さんのほうで落札する上で、どこを引いてという部分で、業者さんのほうも考えて入札をされているかと思っておりますので、金額的にこちらが設定した金額に近い形にやっぱりならざるを得ないのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それでは、例えば自分のところが、業者は落札したいと思えば、下げなければ取れないですよ。それなのに100%に近い、それから評価対象外まで出てしまっている、予定価格よりもオーバーしてしまっている町内の業者が出ているということ自体は、どのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、評価対象外という数字が出たのが、機械設備工事でした。こちらに関しては、やはり実際に工事で使われる、一番こちらも危惧した部分だったんですが、エアコンです。空調設備として、もう既製品としてあるものを幾らで仕入れるか、それがやっぱりこちらとしても設計価格を決める際に業者さんがどのくらいの金額で仕入れてくるかということによっては、エアコンですので、実際今、オープン価格というので定価というのはなかなか示されてはおりませんが、こちらも実施設計をする際には、実際見積りをもらって実施設計をしているわけですが、業者によってそこを、実際に先ほど議員が言われるように、この工事は取らなければならないということで、仕入れ値を5割とか6割とか7割というのはあるかと思うんですが、そこを頑張って4割とか、4割5分とかとしてきた場合に、一方では今度は最

低制限価格を下回ってしまうという部分がございます。

ですので、今回機械設備に関して対象外となられた部分に関しては、ちょっと確認をさせていただきましたが、やはり空調設備の積算が、違いがございました。

やっぱりそういう部分で、既製品という製品を工事の中で採用したことによって、その部分で差が出てしまったという部分がありました。こちらとしても、やはりその部分を危惧して、予定価格なり最低制限価格のほうも緩和をして設定した次第なんですけど、そういうことで上回ってしまったところは、この仕入れ値というか、その部分の差があったということでは確認しております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 建築工事と、その次の機械設備工事についてお聞きしたいと思います。

建築のほうのUFCブロックについては、これはたしか戸田建設さんの特許案件だと思うんですけども、多分意匠上の理由でこのデザインが使われたと思うんですけど、その特許使用料については妥当な数字だと考えておられるのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

それと、今まで出てきました機械設備、議案第15号です。ここについて、先ほど出ていたんですけども、柴田町の入札の仕組みでいくと、本社の所在地、災害対応等、これが本社が柴田町にない場合は、ほとんど同じ金額を入れても取れないというのが今のシステムの形なんです。そうすると、柴田町以外の業者が取ろうと思ったら、柴田町の業者は高い金額を入れて外れる、対象外になるしかないという、典型的な、今まで何回も見てきたそういったパターンに非常に近いと思うんです。確かに落札率が99.56%、それでその上が予定価格のプラス10%、その上がプラス15%というふうに割り振ってくると、大体こういう形しかないのかなと思えるところがあるんですけども、この一番最初に2億3,000万円という形でいった予定価格、これはどういう形でこの金額が出てきたのか、その仕組みを教えてくださいと思います。

2点、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） まず、1点目です。UFCブロックの耐震壁ということで、こちらは既存の建物の中、室内で、ブロック積みということで施工できるということで、戸田建設さんが持っているということなので、意匠を持っている。工法として鋼管コッター工法というのが、実際戸田建設さんが持たれているパテントというか、特許のようです。それで、鋼管コッター工法に基づいて、UFCブロック、耐震壁を、躯体とブロックをつなぐという形で、大きい工

事をしなくて済むということでの工法です。

こちらは、工法をオープン化するという事で協議会をつくられております。協議会に参加されている事業者さんがこの工事をする際には、そういうオープン化ということで、使用料的なものは発生しないと。ただ、やっぱりその協議会に入ることによってこの工法を広めていくということでの協議会方式ということで、工法がオープン化されているということのようです。

ただ、やっぱりUFCブロックなり、鋼管コッター工法を使うということでは、設計書の中ではこの部分の経費は上積みというか、その経費が積算されているということになります。ですので、そのパテント料としての支払いではなく、協議会に入っている業者さんでないとこの工法を使えないということで、実際に今回その協議会に入られている業者さんが下請で入るのではないかとこちらは考えております。

それから、今回、総合評価落札方式ということで、実際に価格以外の評価点の評価項目という考え方なんです、実際に今回5,000万円を超える工事ということで、制限付一般競争入札、簡易型の総合評価ということで行いました。町が評価という部分で、いろんな評価基準があるかと思えます。ただ、今柴田町が行っているのは簡易型ということで、実際に総合評価をするメリットとすれば、総合的に優れた調達に有利な社会資本整備を行うことができる、つまりある程度一定の品質を保った工事ができる業者ということでお願いしている中で、本社があるとか、この辺も町によっては、例えば町内在住者の技術者がいるとか、いろんな基準があるかとは思いますが、今現在において例えば災害時にやはり事業者さんからのこういう協力をいただく場面もございますし、そういうものもやっぱり評価をしていかないと、やっぱり町内の事業者さんの中で地域の業者さんの役割ということでも、やっぱりその辺の評価もしていかなければならないという部分もありますので、現時点においてはその評価基準、今本社所在地ということでは考えております。

今、簡易型ということなんです、今後この評価の基準に関しても、他町等の例を見ながら検討はしていきたいと思っておりますが、やはり地元業者としての地域での役割、貢献度、その辺もやっぱり加味しなければならないのかなと思っておりますので、現在はこういう評価基準になっているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。妥当な線だということだと思います。

それで、入札のやり方なんです、例えば町内業者を1者ということではなくて、町内業者を2者にしていくという一つの、この場合は今2者あってランクになっていますけれども、ほ

かのところをやっていくときも町内業者が1者というところも結構あるものですから、少なくとも2者入れるということも一つのやり方かなと思うんですけども、そういう対応というの
はできないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 財政課としても、例えば今回同種工事で5,000万円を超える実績を持っている業者ということになりますと、やはりこれも限られた事業者さんしか入ってこられなくなるということで、その同種工事5,000万円という部分もやっぱり考えなくてはいけないのかなと。地域の事業者さんが、やはりいろんな技術を習得するために、いろんな工事をする
ことによって習得していくということも含めれば、やっぱりその辺の同種工事5,000万円という基準、この辺も検討しなくてはいけないのかなということでは、財政課のほうではこの辺は検
討課題として捉えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約に
ついての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（機械設備工事）請負契
約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（電気設備工事）請負契
約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 財産の取得（排水ポンプ車）について

○議長（高橋たい子君） 日程第17、議案第17号財産の取得（排水ポンプ車）についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 排水ポンプ車ということで、昨日の説明では、剣塚の高橋機工の裏にある国交省がやってきて排水している、あのポンプ車と同程度の能力だということなんですが、この使い方についてお聞きしたいと思います。つまり、あそこにこれを使うわけではないですよということ。その辺について、使い方についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 須川前については、今までどおり国交省からお借りすると。そして、今回購入いたしますポンプについては、町内至るところの冠水地域に、時と場合によって場所を選んで配置させていただきたいということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 分かりました。

それで、これを動かす人間について、いわゆる職員がやるのか、外部に委託するということなのか、その辺についてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今も町内で冠水があった場合、建設工事協議会のほうに加盟している業者さんに委託をさせていただいて、町内全域入っているんですが、今回、実はこのポンプ車を操作するのに特別な資格とか、そういうのは要らないんだそうで、一定のマニュアルがございますので、今までどおり建設工事協議会の中でも最低4人、世話役の方、運転手の方、それからポンプをセットする方ということで2名必要で、合計4名確保できる業者さんをお願いしようということで業者委託を考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 4名で間に合うかどうかということなのですが、訓練していったら、熟知するくらいの訓練をすれば、それは可能だと思います。

あのポンプの排水ホースのつなぎ方で、以前、町内の業者から、そこが廃業して別な業者になったときに、私はたまたまそのときいたんですが、設置のいわゆる接続がまずくて、接続部から水がシューシュー漏れている状況にあるのを見ました。だから慣れていないとこれはできないですよ。しかも、大体夜というか、暗いところであるものだから、そういった意味ではそういう形でよくよく訓練なり熟知してもらうことをお願いするというので、最後の質問ということにします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 国交省の河川事務所のほうから、実は同じタイプのポンプ車を購入したいということでお話をしていたんですが、当然国交省のほうも業者さんに委託するわけで、年に必ず定期的に操作方法についての研修会をするんだそうです。それで、うちのほうも建設工事協議会のほうにお声をかけて、同じく研修させていただきたいという申し入れをしていました。それで、須川前のほうで、どうせという言い方は悪いんですが、全く同じ機種でございまして、同時に研修させていただくという計画をしています。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 私もこの使い方についてちょっとお聞きしたいところがあります。

柴田町は本当にあちこちでポンプが大活躍しなくてはいけないところが多いものですから、8インチのやつが6台ということなのですが、それでこれには電源車がついていて、電源が常備されている形のトラックになっていますが、電源を別に用意すれば6台セットじゃなくて3台、3台に分けて使うということも、これは可能なんではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 発電機にも、実は電源そのものが中に装着されているというか、一体になった形でございますので、別に持ってくるということは不可能かと思われまして。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、私はちょっと実物を見たことがなかったものですから、分けて使うということは最初から想定していなくて、全部6台同時に使うか、その中で加減していくという使い方ですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） マックスで6台でもってフルに使う場合もあるし、例えば西住

ですと排水先が鷺沼になるんですね。鷺沼の断面を考えると、あそこは1回に24トンしかはけないですよ。ということは、4台しか稼働できないということなので、その辺は工夫しながら、場所を変えながらということで考えています。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私もちよっとその辺を考えまして、6台使うこともそれほどないのかなとちよっと思ったことがあったものですから、そのうちのこれだけの能力があるものであれば、少しほかにも分けてほしいなという感じがあったものですから。分かりました。もし使えれば使ってほしいということだけで、お願いだけ。

○議長（高橋たい子君） 答弁。（「要らないです」の声あり）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号財産の取得（排水ポンプ車）についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第18、議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

50ページの下のほうに、太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク交流人口拡大事業補助440万円とありますが、この交流人口拡大事業というのはどういう事業内容なのか、まずお聞きし

たいと思います。それで、これによって太陽の村の利用促進、人を集めるということになれば、このご時世でそういうふうに入集めというのがこれからもできるのかどうか。今までもいろんなイベントが中止になりまして、それに対する補助金の扱いというものはケース・バイ・ケースみたいなんです、今回の440万円を使って本当にこの事業目的が達成できるのかどうか。

2点目は、次のページの目15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費ということで、右側に事業内訳が書いてあります。広報しばたで柴田町の事業内容を見た方とたまたま話をする機会があったんですが、その方いわく、コロナの影響を受けている町内のお店なんかに対する景気対策としては、これらの事業というのは即効性があるんですかと。県内のほかの市や町では独自に商品券を発行したりしているようなところがあるんですけども、柴田町はそういう考えがないのか議員さん聞いてくれというふうに言われましたので、町はどういうふうを考えているか。

最後、3点目は、この補正予算全体についてなんです、コロナが長期化するということで、国も今2次補正で10兆円の大型の予備費を計上なんかしていますけれども、柴田町もすぐというか、やはりこの後も補正予算なんか編成する可能性が出てくると思うんですけれども、そのときの財源確保というのはどのように考えているかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 舟山議員、申し訳ございません。提出された議案に対しての質疑ということでお願いをしたいんですが。要望的なことという、ちょっと違うような気がするんですが。

答弁を求めます。1点目、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク交流人口拡大事業でございますが、こちらに関しては昨年度まで太陽の村のキッズバイクパークについて整備を進めてきたわけなんです、今回地方創生の推進交付金、令和2年度の交付金に一応応募いたしまして、令和2年度と令和3年度にわたって、2か年にわたって推進交付金を受けるということでございます。

内容としては、大きなものとしては、太陽の村のキッズバイクを導入したわけなんです、そのレース大会をキッズバイクメーカー等と連携して実施したいと考えております。それで、ほかの県内でも、やくらいランニングバイクパークとかそちらのほうでもキッズバイクの大会等を誘致しているわけなんです、要するに今そのサイクルメーカーさんのほうの大会というのは全国規模で実施されていまして、東北でも約20か所ぐらいでそのメーカーの大会が実施されているわけなんです。太陽の村でキッズバイク大会を開くことによって、太陽の村のキッ

ズバイクとしての知名度が上がってくるということで、次年度以降、お客様を誘客する一つの起爆剤として、2か年間、国の補助を入れたいと考えております。

それ以降は、当然自前で大会を開いていくようになるんですが、自前で大会を開くような道具とかもおおむねそろえておりますので、そういったものに使うという形でございます。

キッズバイクによって、お客様がお見えになった際に、交流人口拡大ということで、その利用者に対して、今町で里山ビジネスとか、グリーンツーリズム事業でいろいろ体験交流事業を検討しているわけなんですけど、そういったところにも参加していただくような仕組みをつくって、最終的には町に移住、定住をも目指していきたい、そういった大きな夢がございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありませんか、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 2年間は国の補助とかを使って、あとは独自と。この令和2年度は、そうするといつ開催する予定なのかというのを、ちょっと私が聞き漏らしたのか分かりませんが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 実は、コロナウイルスの関係がなければ4月の連休前にプレオープンをして、6月、7月ぐらいにオープンということで考えていたわけなんですけど、台風19号の関係でアクセスがちょっと今現在まだ直っていないということもございましたし、コロナウイルスの関係で3密をつくれないう状況もございますので、今のところは7月の末ぐらいにいろんなお披露目というか、講習会とかが始まればいいのかと考えております。

キッズバイクの大会に関しましては、現在、サイクルメーカーさんのほうと、これは全国規模というか、東北でも何か所かで同じように大会を開くものですから、日程調整をしていただいている状態でございます。できれば11月、あまり寒くならないようなときまで開催できればと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑はございますか、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） こういった事業がもしも実施できなければ、440万円丸々補助金は出さないというか、場合によっては途中まで準備事業とかをやってお金がかかるとか、今までも桜まつりとかいろいろありましたけれども、その扱いはどうするのか。

あと議長、すみませんが、51ページの即効性があるかというのだけ、できたら答弁をお願いしたいんですが。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 全体の事業ということでの即効性ということですね。答弁を求めます。
51ページ、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） まちづくり政策課長の藤原でございます。

景気対策ということで、即効性があるかという部分がありますけれども、例えば前回の5月14日の会議におきましては、いわゆる新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支援事業というのがございます。それから、今回提案をしております事業継続支援金支給事業ということで、これは実は収入がかなり大幅に減ったところに持続化給付金ということで支給されるわけなんですけど、そういった方々、収入が減っていてもその対象にはなかなかならない、そういった事業所に対してこちらを支給していこうという町の考え方で、今回提案させていただいているわけでございます。

それから、今、国の第2次補正予算ということで提案されておりますけれども、今週末にはそれが成立するだろうと見込んでおります。その内容も見まして、どのような形が効果的に進められるのかというのを検討していきたいとは思っておりますけれども、なかなか経済対策ということであっても、今回協力金の関係につきましても、350の事業所ということで予定はしておったんですが、今現在恐らく100ぐらいの申請だったかと記憶しておるんですけども、こちらのほうに申請はされていないということですので、町の状況を見ながら、間もなくまた新たなものを何か考えていかなければならないなということで検討しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 補足ということで、町長。

○町長（滝口 茂君） これが1億4,758万3,000円、国から内示があったときに、この地方創生臨時交付金の趣旨というのは国で決めておりまして、コロナ対策の緊急時の対応段階、コロナが蔓延しないようにマスクを買ったり、温度計を買ったり、病院を整備したりという緊急対策と、それからそれがある程度落ち着いたときの経済対策、それを合わせて国の臨時交付金の対象ですと、そういう指示がありました。

そのときに、経済対策のほうで、商工会のほうにプレミアム商品券という権限がございますので、1万円です、3,000円のプレミアム商品券を発行して飲食店を応援してはどうかと私のほうから提案させていただきました。商工観光課を通じて提案をさせていただきましたところ、商工会3役のほうからは、そういう経済対策よりも直近の現金が欲しいということで、事業継続支援金支給事業という制度を立ち上げたという背景があることも、その誰だか分かりませんが、その町民の方にそこまで教えていただきたいと思っております。

経済対策も考えなかったわけではないが、でも商工会のほうからこちらのほうを優先しても

らいたいということがありましたので、今回は第1次配分の際は、この事業内容15項目、4つの項目全て挑戦しているのは柴田町で、おかげさまで国のほうからは全て認めますということで昨日の段階で頂きましたので、対応していきたいと思います。

今、まちづくり政策課長から、新たな経済対策として、今後2兆円を原資に柴田町にお金が来ることとなりますが、今回の場合はコロナの患者が多かった医療体制の整備ということで、1兆円はそうした都市部に厚く配分するという流れになっております。地方には、観光施設やスポーツ・文化イベントを感染対策に配慮しながら再開する取組、ですからこれからは観光施設や観光、イベント、スポーツイベント、そういうものにお金を使ってくださいということで予定しているというのが1兆円ということでございますので、できればそのお金を使って地域経済を活性化する、ほかの自治体でやっているようなことも検討材料にしていきたいと思っております。

ほかでは、プレミアム商品券よりも、1万円とか5,000円の利用券を配っているということでございますので、一つの案でございますが、そういう利用券、1万6,000世帯に例えば5,000円を配分して、2,000円は地元の飲食店、3,000円は物販購入、そういう制度も考えられるのかなど、今日の新聞発表の段階では想定しております。

○議長（高橋たい子君） 補足ということで、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 先ほど私が申し上げたことに若干だけ補足させていただきたいと思います。

今、町長が申し上げたとおり、町民の方に対するものと、あと事業者に対するもの、両方を喚起するという話でしたが、何も経済対策につきましては、町で全て行っているわけではなくて、国のほうでも経済支援ということで、その事業者の状況に応じて、中小事業者であったりとか、個人であったりとか、そういった方々の支援が多く用意されております。ですから、その点につきましては、国で用意している支援策をそれぞれが自分の状況に合わせて活用しているという部分もあろうかと思っておりますので、それをちょっと補足させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 大分補足がついてまいりました。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 地方創生の推進交付金に限らず、万が一そういった大会等が例えばできなかった場合というケースが考えられるんですけども、そういった場合は、最終的にはいろんな実績報告の中で精算をかけまして、補助金の額が下がってくるという内容で、ほかの事業もそういう形で進めております。

○議長（高橋たい子君） ほかに補足ございませんか。

ほかに質疑ありませんか。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） 52ページ、今も取り沙汰されていましたが、事業継続支援金のお話で、柴田町でその支援金のご案内ということで事前に告知もされていたんですが、その支援金について、6月4日の追記で持続化給付金と併用できないということが追記されました。目ざとい事業者の方から、ほかのところは併用できているのに何で柴田町はできないのというお話が出てきまして、私もいろいろ近隣も見てみたんですが、同様の国交付金財源で柴田町の継続支援金と同様の事業を行っている自治体がありますが、ほぼ持続化給付金と併用を前提にして事業を行っているところですよ。

柴田町について、なぜこの持続化給付金と併用できないということを入れたのか。このことについて、感染症拡大防止協力金の事業に当てはまらなかった人について支援するという意味でやっている事業ですが、感染拡大防止のほうは併用を認められています。同様の制度でその穴埋め的に行われる今回の支援金であれば、持続化給付金と併用を認めることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それで、先ほど来のご答弁の中でも、実際にはなかなか申請が伸びないというお話もありましたが、持続化給付金と併用できないとなったら、一層申請しづらくなって申請の数が出てこないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

国のほうで行っております持続化給付金の申請、併給ができないという今回の支援金のお話なんですけれども、県内35市町村の中で実際にこういった同系の事業をやっているところは結構ございまして、その中でもいろいろな考え方があるようです。実際にその協力金との併給ができる自治体もあれば、またその持続化給付金のほうと柴田町と同じような考え方でできないというところもあります。いろんなまちの考え方にこれはよるのではないかなと思うんですけれども、まず柴田町のほうで、持続化給付金と、それからもう既に始まっております拡大防止協力金、こちらのほうからまず漏れた方をとにかく救いたいということで、当初考えた事業者の業種というのがありますけれども、その業種を最初に考えたときに、今回予算取りさせていただきました349件という数字で、100%お出しするという意味合いで349件の支援金の予算取りといたしますか、国のほうの臨時交付金の事業計画を出す際にも出した同じ数字になるんですけれども、そういった設定をさせていただいております。

ただ、当初考えていた業種の数よりも、こちらのコロナに関する消費自粛の影響がかなり広

くなってきているということを商工会のほうからもお聞きしましたし、私たちは今、県の融資制度をやっていますけれども、セーフティネットを申請してきている業種の減収率なんかも見まして、かなり拡大してきているという判断をさせていただきました。

そういった中で、その業種がどんどん、当初は飲食業だったり小売、それからサービス業というもので当初349件という事業所数を出したんですけれども、それがだんだん拡大しておりまして、卸売業だったり、建設業、それから製造業、最近では歯医者さんなんかもセーフティネット、これは融資制度になるんですけれども、そちらのほうの申請に本当に業種が広がってきているということで、対象を当初持っていた349件から、ほとんどの業種が対象となるようにその枠のほうをなるべく広くしたいということで、枠を取り払うような形にしました。

ただ、国のほうには349件分で申請しておりますので、どこかのラインでやはり歯止めをかけないと予算のほうがやっぱりパンクしてしまうということと、金額がどんどんやっぱり大きくなって、いろんなほかの子育て世帯だったり、妊婦さんへの支援だったりとか、子どもさんへの支援だったりというところに回らなくなるというところがありまして、50%のライン、これは持続化給付金を受けられるのが50%以上減収があった方となっておりますので、その50%未満の持続化給付金から漏れる方を救いに行ったほうがいいんじゃないかと。そうすることによって数多くの事業者さんに恩恵というか、広くそういった意味で支援できるんじゃないかということで、その持続化給付金50%というラインを設けさせていただいたという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○13番（広沢 真君） 言っている意味は分かるんですけれども、ただ現状で助けなければならぬ業者さんがたくさんいるわけで、そこに枠を設けて、結局50%以上の減収になっていけば持続化給付金をもらえるから100万円あるいは200万円もらって、それで10万円は諦めてくれというふうになってしまうわけなんですけれども、そうなってしまうとやっぱり近隣を見ても大きく格差が出るわけですよ。

例えば、大河原町は併用を認めていまして、個人事業主で例えば最大100万円の持続化給付金をもらった場合に110万円もらえます。角田市も併用して、角田市の同様の支援金だと20万円で、個人事業主100万円プラス市の独自の支援金で120万円ということになっていまして、柴田町の場合、50%以上の損益というか利益が減ったところについては100万円か10万円を選ばなさいということになってしまいかねないんです。だから、そういう点でどれぐらいの減収があるのか、それぞれの業者さんによってまちまちだとは思いますが、一番気にしているのは、恐らくは今回の交付金の枠を超えてしまうのを恐れているんだと思うんですけれども、もし最

大限必要だったら町の単費も入れて、今だからこそ支援しなければならないところに支援すべきではないかなと思うんです。

その意味で、持続化給付金と、それから今回の事業継続支援金の併用を認める方向でぜひ検討していただきたいと思うんですが、その点でやっぱり最終的な政策判断も含めて町長に伺ってみたいんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、国が積極的に雇用対策、それから生活支援をやっている大前提がございます。そのときに事業が継続できるように制度化されたのが、月半分以上マイナスになった方には持続化給付金、個人事業主100万円、法人は200万円を限度にと。そうしたときに、49%以下の人は全く対象にならないということだったので、まず49%以下で減った方を救うということで、そこですみ分けがあるということをご理解いただきたい。

それから、今度は休業協力金。休業協力金は休業要請のあった方々、それに対して県と町が30万円を補助しますということでございますので、それに休業要請のなかった床屋さんとか、パーマ屋さんとか、飲食店、8時前でやめる方が対象にならない、そういう方々に町の10万円を差し上げると。それがいろんな業種がありますので、商工観光課長が言ったように、業種をもらえない方々を減らすということで、制度をすみ分けたということでございますので、ぜひともご理解いただきたい。

角田市、大河原町は、今回提案しております独り親への支援金はやっておりません。角田市も大河原町もやって、柴田町がやっていないのであればそれは問題なんですけど、やはり今回の政策はそれぞれに特徴があっていいと思っておるところでございます。独り親家庭の場合は、柴田町は3万円といたら、国のほうで5万円、1人増えるごとに3万円ということなので、独り親家庭の方々については1人いると8万円もらえるし、お子さん2人だと5万円の6万円の3万円ということに……、失礼しました。5万円、3万円、3万円ですね。11万円ということで、本当にコロナで困っている方々に柴田町の制度がいくということでございます。

財源がいっぱいあるのであれば、この持続化給付金と、それから町のとすると、制度がちょっとごちゃごちゃになってしまいますので、この持続化給付金と、それから10万円の49%以下、20%から49%の方々と併用していないという報告は70%の自治体でした。70%の自治体は併用は駄目ですということでございます。名取市も駄目だったようでございました。それは各自治体の独自政策ということではないかなと思っております。

それで今回、今後考えられるのは、経済対策として先ほど申しましたし、まだ恐らくされて

おりません本当に困っている方々、例えば小口資金を借りている方々がいらっしゃいます。あれは返すお金でございます。ここに支援ができないかとか、それから介護施設も大変利用者が減っておりますので、デイサービスに行く人が少なくなって、そういうところも今回も目配せしなければならない。いろんな目配せが必要になるということでございますので、2次の配分がどのくらい来るか分かりません。先ほど言ったように、直接的な雇用対策、これからの経済対策、分けて、2兆円のうち柴田町に幾ら来るか分かりませんが、どういう配分の仕方が分かりませんが、その中からまずは現在の中小企業の方々が家賃補助、こちらを最優先に国のほうでもやりなさいということなので、来たときにはそれを優先に考えていこうかなと思っております。改めて配分されたときに、皆さんからご意見が聞ければと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ございますか、どうぞ。

○13番（広沢 真君） どうしてもやっぱり併用すべきだと私は思うんですけども、50%以上の減収というところで、51%から99%まで非常に幅が広いものがあるわけですね。私のところに訴えをしてきてくれた個人事業主の方は、前年比で97%ぐらいの減収だと言っていました。特に大きかったのは、花見で弁当が出せなかったというのが大きかったと言っていました。

要は、50%以上でも99%まで幅があって、要するに持続化給付金でも当然足りないという方は多くいらっしゃると思います。そこでやっぱり手を差し伸べるかどうかが今、各自治体に問われていると思っておりますし、今後、今回のこの制度について通すかどうかの判断も含めてなんですが、今の町長のお言葉だけだと私は賛成という判断が、この事業だけでできなくなってしまうので、今後のお考えの中で検討するしないの話について、もう一回再考していただけないかというお言葉を頂きたいんですが、その辺りどうでしょうか。

緊急の内容を含む補正予算ですが、ただ目玉の事業の一つが、やはり必ずしも柴田町の事業者の方々の要求にマッチングしていないと私は思っていますので、その辺りを含めた今後の取組方向、努力方向、町長の決意など、もしというか、ぜひその辺も含めた、町民の事業者の中の声を直接集める努力を今後もしていくということを考えていただきたいんですが、そこでもしその訴えが大きければ、その判断も変える場合もあるぐらいのお考えにならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今の段階では、やはり持続化給付金がもらえる仕組みがきちんと国のほうで制度化されていたということです。それから、1人10万円の特別定額給付金ももらえると。そのときに、今回の事業者で対象にならなかった方々を救う仕組みで皆さんにお示しをさせて

いただきました。そのときに、これからももちろん1人当たりの10万円が国の制度でどうなるかもまだ分かりませんし、まずは制度に漏れた方々を対象とすべきではないかというのが今の考えです。

それで、困っている人については、次の段階で、じゃあ何で困っているのかなという、家賃補助で困っていると、それには対応していく。それから、先ほど舟山議員からありましたように、地域経済が疲弊しているということであれば、1人当たり5,000円の地域だけの飲食店用、例えば2,000円、残り3,000円という仕組みを考えていく。それだけではなくて、一番私は手厚くしなければならないのは、小口資金を借りている方々、生活保護すれすれのそういう方々がいらっしゃるんですが、それは融資だけなんです。ですから、融資だけじゃなくて、将来返さなければならない、1年据置きで返さなければならない、そういう方々への手当てということもこれから考えていかなければならないと思っております。

ですから、制度がある方への上乗せ、国の持続化給付金、50%以上の方々の制度をきちっとまずは利用してもらって、そして49%以下の方についても柴田町の事業継続支援金をやっぱり利用してもらって、その利用状況によって、次のお金が来たときにじゃあどこに今度は手当てをしていけば地域の方々が安心して事業を継続できるか、国の制度も勘案しながら新たな制度、手当てをするということについては、皆さんからご意見を伺って予算の範囲内でやっていくということではないかなと思っております。

財源の問題なんです。昨年度、台風19号で17億円ありましたけれども、今回示したように現金で12億円、当初予算でお金を使っておりますので、現在の現金は8億円しかないということもございますので、角田市のようにふるさと納税を17億円集めている自治体と、隣の町はいろいろな催し物がちょっとあるものですから、別の要素も考えたのかなと思っております。

ですから、事業者につきましては、次の段階でどういう支援がいいのか、商工会と相談しながらやっていくと。町が勝手にやったわけではないんです。ちゃんと商工会の幹部の方々と相談して、今求められているものということでこの制度をつくったということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

50ページ、一番上のふるさと柴田応援推進事業、こちらはこの時期に結構大きな補正をつけているわけですが、こちらを大きくつけた要因を伺いたいと思います。

それと、53ページ、商工費の一番下のみやぎ蔵王ハーモニー花回廊庭園間交流連携促進事業

補助、こちらについて詳しい内容等、前回と変わっていないと思うんですけども、この金額の内容について伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） ふるさと柴田応援推進事業の件なんですけれども、実は4月と5月の寄附金の額が1億4,740万円ということで、昨年度同時期と比較しまして1億2,000万円以上の増額になっております。こちらを前年度と比較しましても、前年度の年間の総額が6億9,000万円くらいはあっておりましたので、今回このコロナの状況がございますから、もしかするとご自宅のほうでパソコンとかネットとかということで、かなり寄附する方が多くなったのかなということもありますけれども、今後かなり増えていくんじゃないかということが考えられるので、約6億円の寄附を見込んだ形を今回補正で計上させていただいています。そういうことで、積立金とか、あるいはその他約50%の経費がかかりますので、その辺の予算措置をさせていただいたということがございます。

○議長（高橋たい子君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） みやぎ蔵王ハーモニー花回廊庭園間交流連携促進事業補助についてなんですけれども、こちらは昨年8月に発足いたしました、みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会というものがございます。仙南の市町村になるんですけども、県南の2市9町になります。2市7町に亘理町、山元町を加えた2市9町でガーデンツーリズムを展開して、東北初のガーデンツーリズム認証というのが国交省のほうの事業でございまして、こちらの認証を受けることを目指して組織されました協議会のほうに補助金を出すということになります。

こちらの財源につきましては、歳入のほうでもありますけれども、宝くじ関係なので、49ページにありますけれども、自治総合センターコミュニティ助成事業というのを財源にしております。予算書では430万円となっておりますけれども、こちらの中の200万円分が今回の協議会への補助金の財源となっております。

事業の内容についてなんですけれども、こちらの協議会の事業を推進するために、ガーデンロードという仙南の各自治体にございますお花を整備されている施設だったり、そういったエリアを結ぶ花巡りマップというようなものを作成するための費用となっております。広域エリアの花巡りマップの作成ということで、予算をこちらで200万円取らせていただいているという内容となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 今回、4月、5月とご自宅にいたということで、多分皆さんネットとかでふるさと納税をどこにしようかなということで柴田町を選んでいただいたということで、金額が大きくなったと思うんですけども、今後もっともっとこれから年末に向けてどんどん増えていくと思うので、そこら辺のまた改めての柴田町のプロモーションを強化していただければと思っております。そこら辺について、もしあればお伺いします。

それとあと、みやぎ蔵王ハーモニー花回廊でございますけれども、こちらの2市9町の今のところの足並みというのはどういう状況になっているのか、分かったらお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、町長。

○町長（滝口 茂君） プロモーション活動は大変大事だと思っております。今回、4月、5月、昨年6億9,370万円、それで柴田町は一目千本桜でいっております。隣の自治体と一緒にプロモーション活動をしております。でも、そのほかにもこの議会で再三、経済効果はどうかという政策を打たせていただいております。そこがやっぱり違うところではないかなと思っております。やっぱり昨年の読売新聞、これが相当大きかったのではないかなと、300万円、消費税を入れて385万円やっております。お隣はやっておりません。ですから、これまでの積み重ねが、プロモーションは大変大事ではないかなと。プロモーションをつくるのによりまして、うちの職員はいろんな方々とネットワークを、徐々に力をつけてきております。ですから、簡単に柴田町のいいところを宣伝費を払って宣伝しているのではないんですね。きちんとネットワークを組みながら徐々にここまで来た成果がこういうときに現れているのではないかなと思っております。

6月に入りまして、ステイホームが終わりました。そのときに急激に減るのではないかと逆に心配をしておりましたが、昨年の6月が1,700万円です。6月7日現在で1,700万円はもう確保できているということでございますので、6月も楽しみだなと思っております。

ですから、このようにおかげさまで国のほうでも積極的にそういうシティプロモーションについて企画提案をさせていただいたら、国のほうではいいですよと、今回お墨つきも頂きましたので、またこれをもってシティプロモーション、本来であれば単独費で300万円出すはずだったんですが、地方創生臨時交付金で今回は打たせていただくということでございます。

単にこの町がいいですよではなくて、実は柴田町では印度カリー子さんという方が、はらからの牛タンとコラボを組んでおりまして、何とかこの線でももう少し伸ばせないかということで、これも提案書に入れております。これも認めていただいたということなので、プロモーションというのはその地域の力の総合力、ネットワーク、これではないかなと思っておりますの

で、やっぱりこれで稼がないと柴田町は財政的に新しいことができない財政にもうなりつつあるということなので、これにも今後力を入れさせていただきたい、先行投資が大変大事だということでございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 今のこちらの協議会の進捗状況といいますか、先ほど申し上げましたとおり去年の8月に設立、結成された協議会でございます、実際その8月以降に台風19号があったりとか、今年に入りましてコロナウイルス感染症が流行したりということで、なかなか協議会としての事業が持てない状況が続いております。今年度の総会もまだ開けていない状況になっておりますので、7月くらいをめどにまず総会のほうを開きまして、予算はこちらの200万円の補助金なんかも入るんですけども、そういった予算のほうをまず皆さんから承認をいただきまして、実際に各自治体のほうではもう既に花をテーマにしたいろんなイベントをやっていたりとかしておりますので、そういったところを結ぶ、巡ってもらうマップを作成するというのが今回この予算の中身になるんですけども、実際には各自治体のほうでもう既に取り組んでいる素材というか、そういったものがありますので、そういったものをこの補助金でつないでいくというイメージでお考えいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

51ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の中の図書館活動パワーアップ事業600万円のうち、52ページの備品購入費で図書購入費が300万円となっておりますけれども、これはあくまでも町図書館の備品購入費であって、船迫公民館の図書には回しませんよね、確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田清勝君） ただいまご質問いただいたとおりなんですけれども、柴田町図書館ということで現在のところは考えている図書の購入費でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番森裕樹君。

○1番（森 裕樹君） 52ページ、広沢議員からもありましたが、やはり事業継続支援金のことについてなんです。ちょっとくどいようなんですけども。

持続化給付金100万円、普通の有限株式は200万円、これが国からの支援でした。それで、町

と県のほうでやっている協力金ということで30万円というものもやりました。それで、それにあふれてしまったというか、そこにカバーリングできていなかった20%の売上げが下がった業者、会社のみということなんですから、やっぱり町独自の事業として何もやれていないという感じがして、この持続化給付金のほうで1人10万円もらえるというのも、一番最初にこの町のホームページで出ていて、これは今3番目になっているんですけども、柴田町事業継続支援金のご案内というもの、これの初版のときには持続化給付金というものが対象に入っていなかったんですね。それを見た町民は、やっとならでこういうふうにならでしてくれと喜んでた事業者がかなりたくさんおりました。これがいきなり3番目にならで、6月4日の更新でこれが盛り込まれたというのには、どういったその経緯があらでこれが急に盛り込まれたのかとらでるところを、もう一度経緯を聞きたいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 6月4日にホームページのリンク先をちょっと変えて、今回持続化給付金を対象から外したような文言を入れた形になっています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、20%以上で50%未満という減収率に関しては当初から入れていたものになります。ただ、その文言を入れなければ、やはり持続化給付金と、それから今回の支援金の両方を受けられるという制度になってしまう形になります。

実際、ほかの自治体のほうのいろんな情報を見ておらでして、名取市のほうを参考にさせていただいたんですけども、同じように減収率もあるんですけども、やはり持続化給付金を除くというような文言があらでして、今このままでその文言を入れなでただ単なる50%未満としてしまうと、逆に持続化給付金から漏れた人を救いたいという思いが、両方受けられる制度にならでして、逆に入れなでることによらで両方受けられる、これはケースによらでなんですけども、場合によらでんですけども、受けられる方が出てきてしまうと、二重にとらでわけではなでいんではうけれど、先ほど申し上げたとらで、広く多くの皆さんにこの制度を使らでてもらいたいというこがあらで、そういう対象事業者の範囲も広げたという経緯があらでますので、できるだけ多くの皆さんに使らでいただきたい、ただそれだけが今回持続化給付金を、対象者を除くというような文言を入れさせていただいた理由になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか、どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 非常にそれは分かるんです。でも、個人事業だったら100万円が限度額で、100万円を超えて、例えば200万円赤字でも、300万円売上げが減少していても、80万円、80%減少していても、結果マックスが100万円なわけですよ。そうすると、そののやっばり振

り幅は、100万円もらっている方でも大分あるのもまた事実です。それに対して、もちろん全然支援が行き届かなかった方々、その事業者を救い上げるというのももちろん分かるんですけども、それ以上にももちろん規模が大きい会社になれば、それなりの損失も大きくなっているというのもまたそこには現状としてございます。

それで、やはり町独自の支援を事業者は待っていたというのが、国と県とはまた別に、そういう思いが、町に期待していた思いというのがどうしてもございます。どうか、難しいという状況はもちろん分かるんですけども、今後検討していく課題としては残していくこととかはできないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり今回のお金は、形としては町のお金になっておりますが、全国のお金であるということを町民の方にお伝えいただきたい。その政策選択は違います。ですから、柴田町がほかの事業も同じにやっていて、ここだけやらないというわけではないということですね。柴田町は独自の政策として、コロナウイルスで学校を休んだ方々への5,000円というのは、柴田町独自のお金で、そこで国のお金を使わせていただいている。これもほかの自治体で皆やって、それにこの上積みもやっているにもかかわらず柴田町がやらない、これだったら理解はしますけれども、今回はあくまでも持続化給付金、50%の方々には手厚く制度ができております。それ以外の方は全くないということを拾ってあげるのが制度としては一番いいんではないかなと思っています。

もう一つは、先ほど出た協力金も、恐らく持続化給付金とこの休業協力金30万円はダブってもらえるはずでございます。違うの。（「もらえない」の声あり）休業協力金は違うの。駄目なの。失礼しました。

休業協力金30万円以外の人たちは手厚く対象にならないということだったものですから、2つの面で対象にならない方を救っているということでございます。ですから、20%から49%、飲食店、パーマ屋さん、ほかにも対象範囲を広げておまして、工事業者、これも入れると。最初は想定していなかったんですが、今回も入れるととにかく20%から49%の下がった方々への支援制度がないものですから、範囲を広げてみんなに対処するというのが柴田町。それで、50%以上は国の制度がありますので、これについてはやっぱり国の制度を使えるように支援していくということでございます。

ですから、もし持続化給付金を使わないという方が、いろんな何らかの事情で使わないということであれば、これは10万円の対象にするんだな。条件としては、持続化給付金をもらわな

い方を対象としておりますので、できればこの100万円、200万円のほうに申請すると、柴田町の10万円よりも多くもらえるので、こちらをやっぱり活用すべきではないかなと思っております。

それで、今回一旦制度で漏れた方々はなくしますので、次の段階で、今度はお店の方で下がったのは、売上げが下がって固定経費が膨らんでいるというのであれば、今度は家賃補助とか、そういうものを新たな仕組みでやっていくということでございますので、次の段階で、これも商工会と詰めながらやらせていただきたいなと思っております。

まずは困っている方々の配分というのは国から来ますので、1兆円、柴田町に幾ら来るかわかりませんが、そのほかにも経済の活性化で1兆円分の配分がありますので、それについては、事業者については商工会と綿密に連携を取って、商工会の方々の意見を吸い上げながら制度設計を次の段階でさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか、どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 町長がおっしゃったように国のお金に来ていて、それを使っているというのは、町独自のもので使っているのは国のお金だというのは重々承知しているわけなんですね。町のお金の国のお金として入ってきたものを、町がどのように使うかというところにももちろん事業者の人たちは注目しているところでもございました。その中でも、こういったことになってしまったということが、やっぱり私の周りでは大分騒がれたのは確かです。商工会、私も入っていますから、その周りの方々も言っておりました。

それで、家賃保証とか、次のステップに行くというのももちろん分かるんですけども、家賃が発生する人とそうじゃない人と、もちろん家の中でやっている人もおりますから、ちょっと柔軟的に次のステップの助成というか、そういったものを考えていただきたいと考えるんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 休業協力金30万円、350事業所に使ってもらいたいと用意しましたが、これまでで150件、休業した数が多いんですが、申請がない。この30万円の手続というのは一番簡単な制度です。それで、逆に金額も高い。ところが、この20%から49%までの、これは去年の申告並びに今年の帳簿、これを提出しなければなりません。それで、税務署に資料提供をやる可能性も出てくるということでございますので、恐らく、対象範囲は広げましたので使う方が多くなるのではないかなと思っております。

それで、1次配分の調整は2次配分のときに、2次申請のときに出てきますので、その辺で

使われない制度について、どこに重点を置くか決めていきたいと思っております。一応、国のほうでは昨日の段階で柴田町の提案事項についてはこれで進めてくださいと了解を頂きましたので、次の先ほど言った2次補正の配分、そのときにどこに力を入れていったらいいのかということに対応していきたいと思っております。

制度の二重というのは、私としては、今のこの段階ではあまりちょっと想定していない。やっぱり制度から漏れた方々をまず救ってあげると。それで柴田町町民が何らかの形でコロナ対策の国の支援制度、財源ですね。これを使っていただくということがいいのではないかなど。企業の方々以外にも1人10万円ずつ配分されておりますので、これで企業の方々も、じゃあ0%から19%下がった人はどうするんだと、こういう問題もありますけれども、やっぱり一応コロナで営業が落ちたという線引きがありますので、その点5%という議論も内部でしたんです、実はね。そうすると制度があやふやになるのではないかといういろんな意見がありまして、ほかの自治体に倣って10%から49%までにして、広く町民に利用してもらおうと、まずは第一段階としてそれを進めさせていただいて、次の段階で、もしまだ足りないというのであれば別な形での支援制度というのをつくって、国に申請をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑はありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 51ページ、歳出のひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金事業、この事業の独り親家庭の世帯、それから妊婦等の世帯ということで、その割合はどれくらいになるのか分かっていたら教えていただきたい。

それから、同じ18節の一番下、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業についてお聞きします。これは第6次総合計画の23ページのところにも載っていましたが、この中で今回はどの程度の内容なのかということです。パソコンの購入だけなのか、それからWi-Fi環境のない家庭に支援する、これは1万円上限だと思っています。それから、オンライン学習にも取り組んでいくのか、GIGAスクールサポーターの配置はどうか、これは国では2校に1人半年間となっています。それから、先生たちのそのための研修はどうか。それから、一番は、このパソコンを持ち帰りできるのかどうかです。いわゆる家庭学習にも使う、友達との調べ学習にも使うといったことにするのかどうか。そういったことをお聞きします。

それから、52ページ、ハンディー型AIサーマルカメラ、これは何台用意して、どこに常設するというか、どういうふうな使い方をするのかということです。これについてお聞きしたいと思えます。近くで出しているメーカーでいくと、1台25万円という価格で買えるようすけ

れども、その辺の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金事業の対象者ということになります。独り親家庭に支給されております児童扶養手当の受給者ということで、対象は305人を想定しています。それから、等ということでこちらのほうに記載させていただいておりますけれども、障がい児がいっぱいいます家庭に支給されております特別児童扶養手当の受給者ということで、こちらのほうは107人で想定しております。あとは、妊婦ということで、こちらのほうは母子健康手帳を交付している妊婦さんということで、126人で想定しております。こちらのほうに受給者1人当たり3万円ということで計算させていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） G I G Aスクール構想関係のご質問なんですけれども、議員おっしゃったG I G Aスクール構想というものがあるんですけれども、それによれば児童生徒1人当たりに換算しますと約3,000台が本来必要になってきます。そのうち3分の1は既に交付税措置がされておまして、約1,000台分は現在交付税で見ていることになりますので、残りの3分の2の2,000台はG I G Aの補助金が1台当たり4万5,000円で作成予定になっております。ですから、4万5,000円掛ける2,000台はG I G Aの単独の補助金で来るんですけれども、現在1,000台といますか、3分の1の交付税措置がされている部分があるんですけれども、その分のうち今回400台をこの創生交付金を活用して、今リースでやっているんですけれども、400台分はこの創生交付金を使って購入、それから残りの600台はリースという大まかな計画は立てているんです。けれども、まだG I G Aの全体の構想、今議員がおっしゃったオンラインでありますとか、W i - F i ですか、サポーター、そういった部分については現在まだ検討している段階なんです。というのは、本来4年間で1人1台にするべきところが、今回のコロナの関係で今年1年で国のほうでは前倒しで実施しなさいということになったものですから、今年1年で1人1台のパソコンを確保して、なおかつ最近出てきたのが、今お話のあったオンラインもできるようにしなさいとか、そういったことで話がどんどん追加されていくものから、確かにW i - F i 環境を整備するために1台1万円の補助も出しますよということで、段々追加されてきているものですから、全体のG I G A構想についてはまだ今現在計画を練り直しているところなものですから、そこまでは具体にはなっておりません。

ですので、今回その中で400台というのは、今お話のあったパソコンを自宅に持ち帰らせる

ことができるのかということになるんですけれども、基本的には持ち帰られるようなパソコンは準備したいと思うんですけれども、小学校の低学年の方については自宅でオンライン授業といってもなかなか難しい部分があるかもしれませんので、その児童の方に準備するパソコンを今回400台ということで、別になるかどうかはちょっと今検討しているんですけれども、その400台分をここに計上させていただいて、残りの先ほどお話のあったG I G A構想部分についてはこれから検討ということで、これから整備していく予定でございます。

○議長（高橋たい子君） サーマルカメラの件、危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 台風19号で避難所として開設しました9か所の避難所のうち、先ほど議員おっしゃったように1台25万円もする高いものですので、機能からしますと100名以上の避難者がいた避難所ということで6か所、槻木生涯学習センター、槻木小学校、船迫生涯学習センター、船迫小学校、船岡体育館、船岡中学校の6か所に配置する予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 分かりました。G I G Aスクール構想は、第6次総合計画によると令和2年度中に完成するような、あのページを見るとね。この中では6,250万円の地方債とか、一般財源113万円ですか。総額で国からは4,500万円くらいですよ。1億1,000万円のたしか事業に、あの第6次総合計画には載っていました。2年だから、今年度中にやれとは、それは絶対やれとは言いませんが、どのようにこれから検討していくのかということです。買って終わりじゃなくて、買ってからのほうが大事だと、結局そういうことだと思うので、その辺について今後の検討のスピードというか、その辺についてお聞きしたいと思います。今現時点で考えることでいいですか。

それから、サーマルカメラについては、6か所の避難所に置くということは、今現在コロナ感染下において、今年避難所が開設されることを予想して避難所に置く理解しているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育長。

○教育長（船迫邦則君） G I G Aスクール構想、先ほど水上課長が述べたとおりなんでございますけれども、今後に向けてということで、やはりなかなか見えにくいところが現場にとってもあるということで、G I G Aスクール構想を進めるための連絡協議会というのが立ち上がりまして、その連絡協議会にいろいろと参加して情報交換して、それで改善を図って進めていくという動きを今取っております。

また、町内では、小学校代表、中学校代表のそれぞれ先生方を選定しまして、そのお二人を中心に、要するに機械が配備されても、こういった使い方、これからだと水戸議員もお話しされました。これからどういうふうにそれを活用していくのかという研修も重ねていきたいと思っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 今回の新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止のために備え付けるものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか、どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これはたしか一、二年ぐらい早回しになってしまったということで、突然なってきたということで、これの対応をいきなりさっき言ったようなことを聞かれても、さあこれからどうするかという話になるだろうというのは当然だと思います。それで、これについていくと、教室の中でみんながパソコンの画面を見ながら授業をするわけではないだろうと思います。そうするとでっかい画面の黒板代わりみたいなものを多分用意して行って、先生がパソコンをやっている間に子どもたちは遊んでいるというようなことにならないようにしなくちゃいけないとか、様々な条件がこれからなっていくので、子どもたちと先生にとって負担にならなくて学習の補助になるようなことで今後検討していただければということで、現時点でそれ以上は問いませんのでよろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。13番広沢真君。

○13番（広沢 真君） どういう態度を取るか最後まで迷っていましたが、先ほど取り上げた持続化給付金と、それから今回の事業継続支援金の併用の問題で、私に意見を届けてくれた町民の方の意を酌んで反対の立場で討論したいと思います。

現在のコロナウイルスが蔓延している中で、様々な問題が起こっております。それはもう私が言うまでもなく皆さん実感しておられると思いますし、町の中を見ても明らかにいつもと違う様子が続いています。その中で、やはりこのコロナ禍でも商業の灯をともしてというか、商売の灯を消さないために頑張っている業者の皆さんがたくさんいるのは、皆さんもご存じだと思います。私はできるならば、全員の皆さんが満足できるだけの助けを事業として行えればと

思っていますが、私の手もそれほど大きくありません。ましてや、町ほどの大きな事業をできる力は私にはありません。しかしながら、一人一人の意見を酌み取りながら議会で提案し続ける私の立場としては、今回の持続化給付金で真剣に訴えられた意見、ぜひ併用できるようにしてほしいという意見をそのまま見逃して賛成するというわけにはいきませんでした。

町長のご答弁の中には、次の国からの補正予算も見ながら様々な支援を考えていくということでお言葉もありましたが、そこに期待しつつ、私自身も様々な町民の声を聞き取りながら、何が一番今求められているのかということをも町に対して提案していきたいと思っております。

今回の補正予算全体に反対するものではありません。1点だけですが、この問題で持続化給付金は事業継続支援金と併用するべきだという立場で、今回の補正予算には残念ながら反対をしたいと思います。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番平間幸弘君。

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。

ただいま議題となりました議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算案に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、国の第1次補正予算に盛り込まれた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし活用する地方創生事業費が計上されております。この臨時交付金を活用するために、申請締切りまで僅かしかない短い期間の中で、活用事例集を参考に柴田町が取り組む15事業の実施計画を作成し、内閣府に提出したと、先月27日に開催されました全員協議会におきまして執行部から情報提供がありました。この臨時交付金をいかに早期に効果的に活用していくか、執行部で知恵を絞り、町民の皆様とともにこの難局を乗り切るべく予算計上されたものと推察します。

また、これまでの地方創生の取組や魅力的な観光地整備、シティプロモーション活動の結果、柴田町を応援してくださる方々が増加し、今年度のふるさと柴田応援寄附金を6億円と見込み、関連経費が措置されています。

このように、今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染拡大防止や事業の立て直し、遠隔教育の充実など、子どもから高齢者まで多くの町民の皆様が待ち望んでいる必要な経費が盛り込まれております。

新しい生活様式にも取り組みながら、地域経済の再生のため、一日でも早い予算の執行が必要不可欠であること考えから、今回、この一般会計補正予算案について賛成するものです。同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第19、議案第19号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで6月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和2年度柴田町議会6月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のために、できるだけ審議時間を短縮し、換気などに十分配慮した議会運営につきまして、改めて議員各位のご協力に深く感謝申し上げます。

す。

会議では、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算、条例改正、各種繰越明許費繰越計算書など11件の報告、並びに提案いたしました条例制定及び改正10件、請負契約案件4件、財産の取得1件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算2件の計17件全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

特に、契約額合計で10億6,590万円に上る令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）（機械設備工事）（電気設備工事）に関する工事請負契約案件及び一般会計補正予算ではふるさと柴田応援推進事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などに係る補正につきましてもお認めいただきましたので、早急に対応してまいります。

一方、それに伴う財政状況ですが、昨年の台風19号に係る災害復旧費などによる歳出が大幅に増加したにもかかわらず、おかげさまで令和2年度末におきまして財政調整基金及び町債等管理基金を合わせた残高を14億円余り確保することができる見込みとなり、ほっとしているところでございます。

一般質問につきましては、2人から4問、17項目の提案等を頂きました。これらにつきましては真摯に受け止め、できるところから随時取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、今後も継続的な対策が必要になると見込まれることから、町としては、国、県と連携しながら、適切に地方創生臨時交付金第2次配分がございましたので、それにつきまして商工会等多くの方々のご意見を聞いて政策提案をしてみたいと思っております。

今後とも、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、休会に当たり御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和2年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時28分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月9日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 16番 白 内 恵美子

署名議員 17番 水 戸 義 裕